

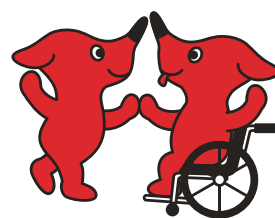


第3次県立特別支援学校整備計画

整備計画

令和4年3月

千葉県教育委員会



千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」

目 次

第1章 計画策定について

1	計画策定の必要性	1
2	第3次整備計画の期間	2
3	第3次整備計画の性格	2
4	第3次計画との関連性	2

第2章 これまでの在籍者数の増加に伴う過密状況と整備

第1節	県立特別支援学校整備計画（第1次整備計画）	4
第2節	第2次県立特別支援学校整備計画（第2次整備計画）	6
1	第2次整備計画の概要	6
2	第2次整備計画に基づく具体的な取組	7
3	第2次整備計画の評価と今後の課題	9

第3章 第3次整備計画の基本的な考え方と具体的な取組

第1節	県立特別支援学校における過密状況について	10
1	過密状況の現状について	10
	（1）知的障害特別支援学校の状況	10
	（2）肢体不自由特別支援学校の状況	11
	（3）受入規模について	13
	（4）現在の過密状況を解消するために必要な対応人数	13
2	在籍者数の推移と今後の見通しについて	14
	（1）今後の児童生徒数の見通し	14
	ア 児童生徒数の推計方法について	14
	イ 今後の児童生徒数の見通しについて	15
	（2）児童生徒数増への対応に必要な対応人数について	15
	（3）県立特別支援学校及び特別支援学級における在籍率の状況	17
3	設置基準について	19

第2節 今後の対応	20
1 取組について	20
(1) 取組Ⅰ「現在の過密状況への対応」	20
(2) 取組Ⅱ「今後見込まれる在籍児童生徒数増への対応」	20
2 手法及び具体的対応について	20
(1) 手法について	20
(2) 具体的な対応について	21
ア 前期計画	21
イ 後期計画	22
ウ 設置基準への対応	22
第3節 整備に係る課題	23

第4章 資料編

- 1 県立特別支援学校一覧
- 2 特別支援学校設置基準（文部科学省令第45号）
- 3 特別支援学校設置基準の公布等について（通知）（令和3年9月24日付け文部科学省通知）
- 4 特別支援学校における教室不足の解消について（通知）（令和2年1月31日付け文部科学省通知）
- 5 特別支援学校における教室不足の解消について（通知）（令和4年3月1日付け文部科学省通知）
- 6 県の諸計画に位置付けられた、県立特別支援学校の整備に関する取組部分（抜粋）
 - (1) 千葉県総合計画 ～新しい千葉の時代を切り開く～（千葉県）
 - (2) 第3期千葉県教育振興基本計画「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」（千葉県／千葉県教育委員会）
 - (3) 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画（千葉県教育委員会）
- 7 県立特別支援学校（知的障害） 学部別児童生徒数の推移
- 8 県立特別支援学校（知的障害） 教育事務所別児童生徒数の推移
- 9 千葉県における公立小中学校 特別支援学級の児童生徒数の推移
- 10 県立特別支援学校（全体）における重複障害児童生徒数の推移

第1章 計画策定について

1 計画策定の必要性

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上又は学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。また、発達障害も含めて特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものです。

本県においても、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、生涯にわたる一人一人のライフステージに応じた適切な支援を行うため、「千葉県特別支援教育推進基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、特別支援教育の推進を図ってきました。一方で、特別支援学校での教育に対する期待や信頼感の高まりから、特別支援学校の在籍者数が急激に増加したため、知的障害特別支援学校を中心に、過密状況^{注1}が続いています。

そこで、県教育委員会では、平成23年3月の「県立特別支援学校整備計画」（以下「第1次整備計画」という。）に引き続き、平成29年10月に「第2次県立特別支援学校整備計画」（以下「第2次整備計画」という。）を策定し、過密状況への対応を進めてきました。

各地域の過密状況について、現在の在籍者数や学部、普通学級、重複学級等の構成から各地域の受入規模を見直した上で、今後、10年間を見通してみると、今後も県立特別支援学校の受入規模を大きく上回る在籍者数が見込まれることから、現在の過密状況が継続するものと考えられます。

また、令和3年9月には特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準である「特別支援学校設置基準」（以下「設置基準」という。）が国から公布されたことから、既存校を含め、その趣旨を踏まえた対応を検討していく必要があります。

このような課題に対応するため、今後も県立特別支援学校の計画的な整備が必要であることから、第2次整備計画に続く計画として「第3次県立特別支援学校整備計画」（以下「第3次整備計画」という。）を策定することとしました。

注1 「過密状況」

在籍者数の増加に伴い、教室不足や施設の狭隘化^{きょうあい か}（体育館、食堂、職員室等が手狭になっている状況）が生じている状況。

2 第3次整備計画の期間

「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」（以下「第3次計画」という。）の計画期間と合わせ、令和4年度から10年間を計画期間として推進することを基本とします。

3 第3次整備計画の性格

本計画は、今後10年間の県立特別支援学校の過密状況の解消に向けた取組に関する基本的な考え方及び具体的な取組を示すものです。実施に当たっては、10か年の在籍者数の増減及び過密状況を正確に見極めることは困難であることから、第2次整備計画の継続事業を優先して取り組むとともに、令和4年度から令和8年度まで（前期）と、令和9年度から令和13年度まで（後期）に分けて推進することとします。後期計画の具体的対応については、中間年の令和8年度に中間評価を行った上で必要に応じて計画全体を見直し、検討することとします。

なお、各県立特別支援学校の教室の使用状況や学校を取り巻く状況、各校の今後の児童生徒数の増減について引き続き注視し、状況の急変等により、過密状況の解消に向けた対応が必要になった県立特別支援学校については、その状況に応じて必要な対応を検討することとします。

4 第3次計画との関連性

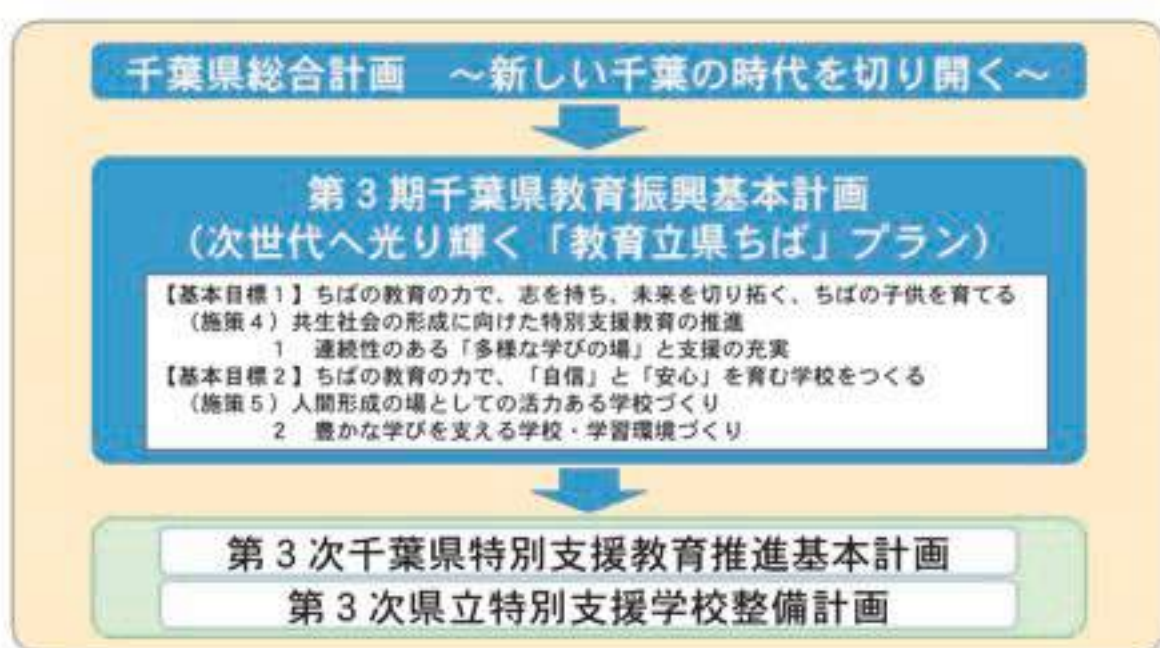
本整備計画は、「千葉県教育振興基本計画」に位置付けられた、「特別支援教育の推進」に係る、基本的かつ総合的な計画として策定する「第3次計画」のうち、県立特別支援学校の整備に係る具体計画として策定するものです（図1）。

第3次計画では、県立特別支援学校の計画的な整備について、第3章「Ⅱ 特別支援学校の整備と機能の充実」に位置付けており、「具体計画として策定する『第3次県立特別支援学校整備計画』に基づき、引き続き特別支援学校の過密状況への対応を進めるとともに、設置基準の趣旨に鑑み、教育環境の改善を図れるよう計画的に対応を進めて」いくこととしています。

この方向性を踏まえ、県立特別支援学校における過密状況解消を目指して、第2次整備計画に続く第3次整備計画を策定し、第3次計画と合わせ、過密状況にある地域の県立特別支援学校への対応を計画的に進めていきます。

また、本計画を本県の「集中取組計画^{注2}」と位置付け、県立特別支援学校における教室不足の解消に向けた総合的・計画的な取組をより一層推進するよう努めます。

[図 1] 各種計画の関係



注2 「集中取組計画」

特別支援学校における教室不足の解消に向け、文部科学省から「特別支援学校における教室不足の解消について（通知）」（令和2年1月31日付け文部科学省通知）等により策定を要請されたもの。令和2年度から令和6年度までの期間において、教室不足の解消に向けて集中的に取り組むための計画（以下「集中取組計画」という。）をできる限り早い時期までに策定し、総合的・計画的な取組をより一層推進するように求められている。

第2章 これまでの在籍者数の増加に伴う過密状況と整備

第1節 県立特別支援学校整備計画（第1次整備計画）

平成19年4月に特別支援教育が学校教育法に位置付けられて以降、県立特別支援学校においては、知的障害特別支援学校を中心に、在籍者数が急激に増加したことから、過密状況が生じるようになりました。肢体不自由特別支援学校では、在籍者数の増加は緩やかであったものの、重複障害児童生徒^{注3}の増加が著しく、知的障害特別支援学校と同様に過密状況が生じました。

そこで、県立特別支援学校の在籍者数の増加及びそれに伴う教室不足や施設の狭隘化に対応するため、平成23年度から5年間の計画として第1次整備計画を策定しました。

第1次整備計画では、新設校8校、分校2校を新たに設置し、1校で増築を行うことで、計画時の対応人数である1,712人分の整備のうち、1,240人程度の幼児児童生徒が受入可能となり、過密状況への対応を進めることができました(表1)。



【旧県立高等学校の校舎を活用した新設校】
(大網白里特別支援学校)



【旧市立小学校の校舎を活用した新設校】
(飯高特別支援学校)



【高等部専門学科の実習室】
(湖北特別支援学校)



(表 1) 第 1 次整備計画に基づく整備

年度 (平成)	学 校 名	学校種等	受入 規模	所在地域	備 考
24 年度	特別支援学校 市川大野高等学園	知的障害 高等部 専門学科	288 人	千葉 葛南	旧県立高等学校校舎を 活用
	印旛特別支援学校 さくら分校	知的障害 高等部 普通科職業コ ース	48 人	北総	県立佐倉南高等学校内 に分校を設置
25 年度	安房特別支援学校 館山聾分校	知的障害 高等部 普通科職業コ ース	24 人	南房総	旧県立館山聾学校教室 を活用
26 年度	野田特別支援学校 (増築)	知的障害 小・中・ 高等部普通科	96 人	東葛飾	校舎の増築
	湖北特別支援学校	知的障害 高等部 普通科	142 人	東葛飾	旧県立高等学校校舎を 活用、我孫子特別支援 学校高等部を移転
		高等部 専門学科	48 人		(27 年度設置)
27 年度	習志野特別支援学校	知的障害 小学部	42 人	千葉 葛南	旧習志野市立幼稚園 園舎を活用、八千代 特別支援学校の通学区 域を分離
	船橋夏見特別支援学校	肢体不自由 中・高等部普通 科	83 人	千葉 葛南	旧県立高等学校校舎を 活用、船橋特別支援 学校中学部・高等部を 移転
	矢切特別支援学校	知的障害 小・中・ 高等部普通科	180 人	東葛飾	旧県立高等学校校舎を 活用、つくし特別支援 学校の通学区を分離
	飯高特別支援学校	知的障害 小・中・ 高等部普通科	42 人	北総	旧匝瑳市立小学校校舎 を活用、香取・八日市場 特別支援学校の通学区 域を分離
	大網白里特別支援学校	知的障害 小・中・ 高等部普通科	114 人	東上総	旧県立高等学校校舎を 活用、東金・長生特別支 援学校の通学区を分離
		高等部 普通科職業コ ース	24 人		
29 年度	栄特別支援学校	知的障害 小・中・ 高等部普通科	109 人	北総	旧栄町立中学校校舎を 活用、印旛・富里特別支 援学校の通学区を分離
合計			1,240 人		

注 3 「重複障害児童生徒」

重複障害児童生徒とは「文部科学大臣が定める障害を 2 以上併せ有する児童生徒」のことである。具体的には、学校教育法施行令第 22 条の 3 で規定された程度の視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱を 2 以上併せ有する児童生徒のことである。

第2節 第2次県立特別支援学校整備計画（第2次整備計画）

1 第2次整備計画の概要

第1次整備計画での対応を踏まえつつ、今後の児童生徒数の増加への対応を行う必要があることから、特別支援学校の在籍者数増加に伴う過密状況への対応を進めていくため、「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」（平成29年度～令和3年度）の具体計画として、第2次整備計画を平成29年度から5年間の計画として策定しました。

第2次整備計画では、過密状況の著しい知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校について、以下の3つの手法を用いて過密状況への対応を図ることとしました。

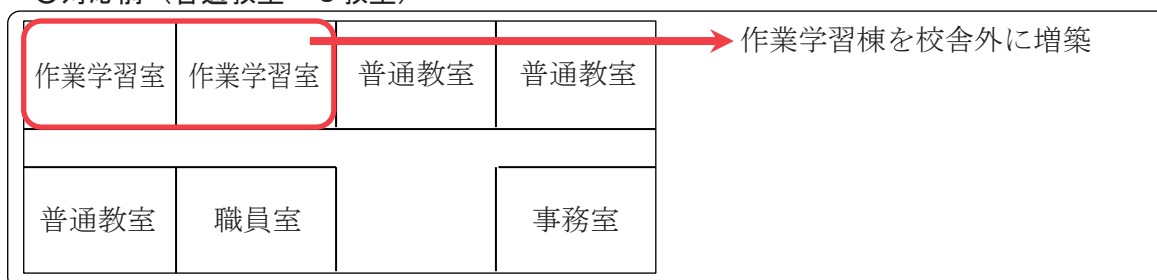
- ・学校の新設（県立学校及び市町村立学校の転用可能な校地、校舎等の活用）
- ・教室棟、作業棟の増築^{注4}（既存の県立特別支援学校の敷地内に増築）
- ・通学区域の調整

注4 「作業棟の増築」

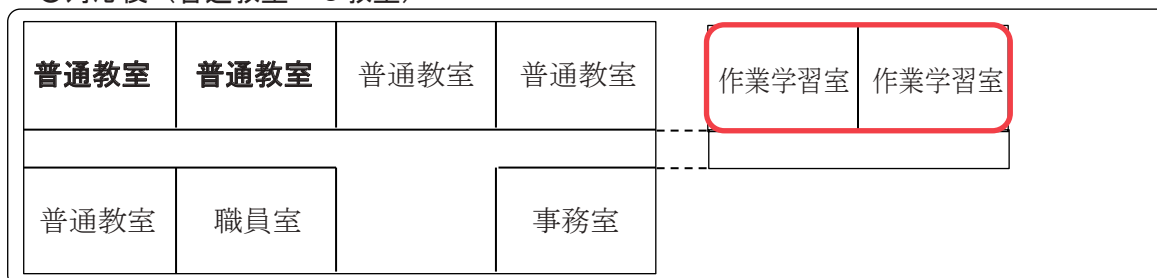
過密状況を解消するため、校舎内にある作業学習室を校地内の別の場所に作業学習棟として整備し、今まで作業学習室として使用していた教室を普通教室に再整備する手法。

【例】

○対応前（普通教室 3教室）



○対応後（普通教室 5教室）



2 第2次整備計画に基づく具体的な取組

第2次整備計画では、過密状況の著しい知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校について、平成28年度時点の過密状況と令和3年度までの児童生徒数の増加見込みを考慮して対応を行いました。具体的な整備手法としては、県立学校及び市町村立学校の転用可能な校地・校舎等を活用した学校の新設、校舎の増築、及び通学区域の調整により対応を進めました。

第2次整備計画では、新設校1校を設置し、4校で増築を行うとともに、市原特別支援学校（知的障害特別支援学校）及び松戸特別支援学校（肢体不自由特別支援学校）の通学区域の調整を行いました。これにより、283人程度の幼児児童生徒が受入可能となり、過密状況への対応を進めることができました(表2)。



【県立学校の校地を活用した新設校】
(東葛の森特別支援学校)



【普通教室棟の増築による対応】
(市原特別支援学校)



【作業棟の増築による対応】
(市川特別支援学校)



【作業棟の増築による対応】
(君津特別支援学校)

(表2) 第2次整備計画に基づく整備

年度 (令和)	学 校 名	学校種等	受入 規模	所在 地域	備 考
元年度	市川特別支援学校	知的障害 小・中・ 高等部普通科	30人	千葉 葛南	作業棟の増築
	君津特別支援学校	知的障害 小・中・ 高等部普通科	20人	南房総	作業棟の増築
2年度	市原特別支援学校	知的障害 小・中・ 高等部普通科	56人	南房総	普通教室棟の増築
4年度	桜が丘特別支援学校	肢体不自由 小・中・ 高等部普通科	57人	千葉 葛南	普通教室棟の増築
	東葛の森特別支援学校	知的障害 高等部普通科	120人	東葛飾	特別支援学校流山高等学園第二キャンパス敷地内に新設。柏特別支援学校の高等部を分離
	市原特別支援学校 槇の実特別支援学校	知的障害 小・中・ 高等部普通科	—	南房総	市原特別支援学校の通学区域を変更 注5
	松戸特別支援学校 矢切特別支援学校 野田特別支援学校	肢体不自由 小・中・ 高等部普通科	—	東葛飾	松戸特別支援学校の通学区域を変更 注6
合計		283人			

注5 南房総地域における通学区域変更

学校	障害種	変更後の通学区域
市原特別支援学校	知的	市原市（姉崎地区※を除く）
槇の実特別支援学校	知的	袖ケ浦市、 市原市（姉崎地区※）

※姉崎地区は市原市立姉崎中学校、市原市立姉崎東中学校及び市原市立有秋中学校の通学区域をいう。

注6 東葛飾地域における通学区域変更

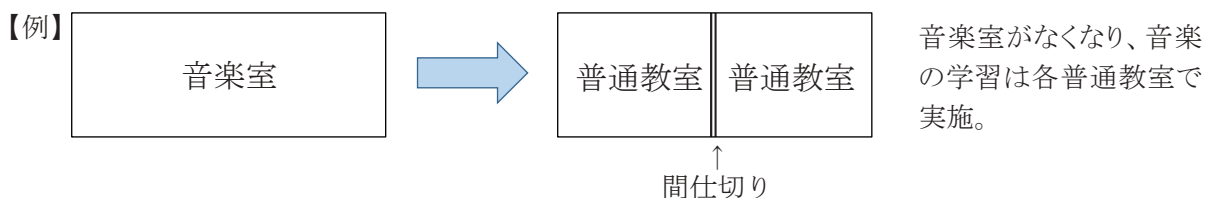
学校	障害種	変更後の通学区域
松戸特別支援学校	肢体 不自由	松戸市（JR 武蔵野線以東）、鎌ケ谷市、 柏市（つくばエクスプレス以南）、流山市（つくばエクスプレス以南、JR 武蔵野線以東）、我孫子市、印西市（印旛地区、本埜地区を除く）、白井市
野田特別支援学校	知的	野田市
	肢体 不自由	野田市、柏市（つくばエクスプレス以北）、 流山市（つくばエクスプレス以北）
矢切特別支援学校	知的	松戸市（概ね JR 武蔵野線から西側の中学校区）
	肢体 不自由	松戸市（JR 武蔵野線以西）、 流山市（JR 武蔵野線以西）

3 第2次整備計画の評価と今後の課題

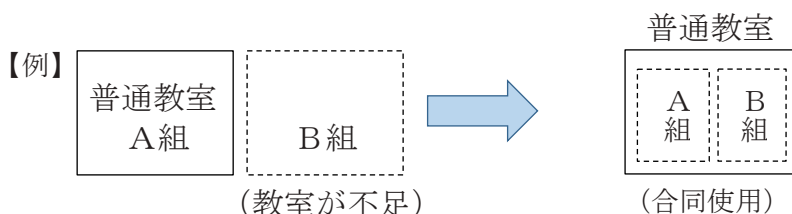
幼児児童生徒の増加傾向は、第2次整備計画策定時の見込みを大きく上回る水準で続いています。第2次整備計画策定時の推計では、令和3年度の県立特別支援学校の在籍者数は5,688人を見込んでいましたが、実績はこれを大きく上回る5,796人となりました。特に知的障害特別支援学校については、推計4,528人のところ実績4,751人、肢体不自由特別支援学校については、推計687人のところ実績707人でした。第2次整備計画に基づく整備により、過密状況が緩和された地域もありますが、地域によっては、在籍者数の増加に伴い、やむを得ず特別教室を普通教室に転用^{注7}したり、1つの教室を複数の学級で合同使用^{注8}したりするなどの対応をしている学校もあり、依然、過密状況が続いています。また、第1次整備計画で対応済みの県立特別支援学校においても、その後のさらなる在籍者数の増加に伴い受入規模を上回り、過密状況にある学校もあります。

今後は、現在の県立特別支援学校における過密状況の改善や、開発地域の人口増加等により見込まれる県立特別支援学校の児童生徒数増への対応のため、学校の新設や増築等を早急に進めていくことが求められます。そのため、県立学校及び市町村立学校の使用しなくなる校地・校舎等の活用による新設校の設置に加え、既存の学校等に県立特別支援学校を併設する形での対応も検討していく必要があります。併せて、新設校開校までには、関係市町村等との協議や設計、建築工事に一定の期間を要することから、過密状況の対応を行う対象校については、新設校の設置や増築等が完了するまでの間、プレハブ造の校舎の設置等の応急対策を行い、対応が完了するまでの間の教室不足や施設の狭隘化に対応する必要があります。

注7 「特別教室を普通教室に転用」



注8 「1つの教室を複数の学級で合同使用」



第3章 第3次整備計画の基本的な考え方と具体的な取組

第1節 県立特別支援学校における過密状況について

1 過密状況の現状について

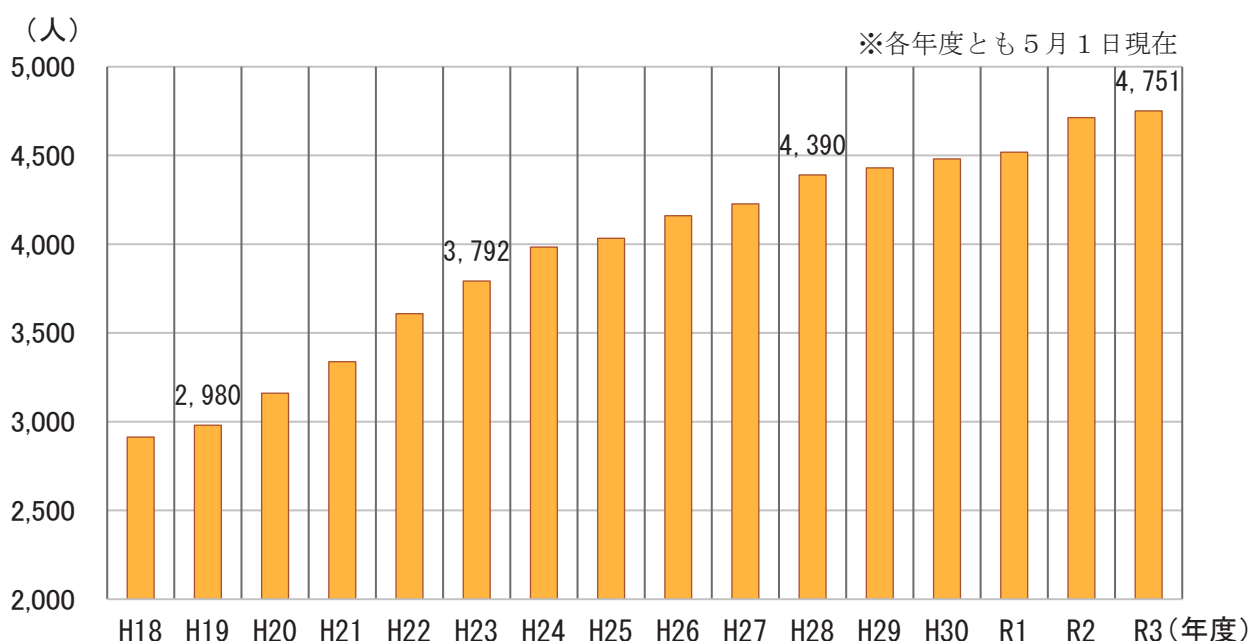
(1) 知的障害特別支援学校の状況

本県の県立知的障害特別支援学校の多くは、昭和54年度の養護学校義務制の実施に合わせ、昭和50年代に設置されました。当時は、小学部、中学部及び高等部で1校当たり100人から150人程度の規模を想定して設置していました。

昭和54年の県立養護学校（知的障害）の在籍者数は10校921人でした。その後、知的障害特別支援学校全体の在籍者数は年々増加し、学校教育法の一部改正により養護学校から特別支援学校となった平成19年度には20校2,980人、令和3年度には35校4,751人（分校・分教室等を含む）となりました（図2）。

教室不足が生じている学校の中には、やむを得ず、音楽室や図書室などの特別教室等を普通教室に転用したり、一つの教室を複数の学級で合同使用したりして対応している学校もあります。

〔図2〕 県立特別支援学校（知的障害）における在籍者数の推移

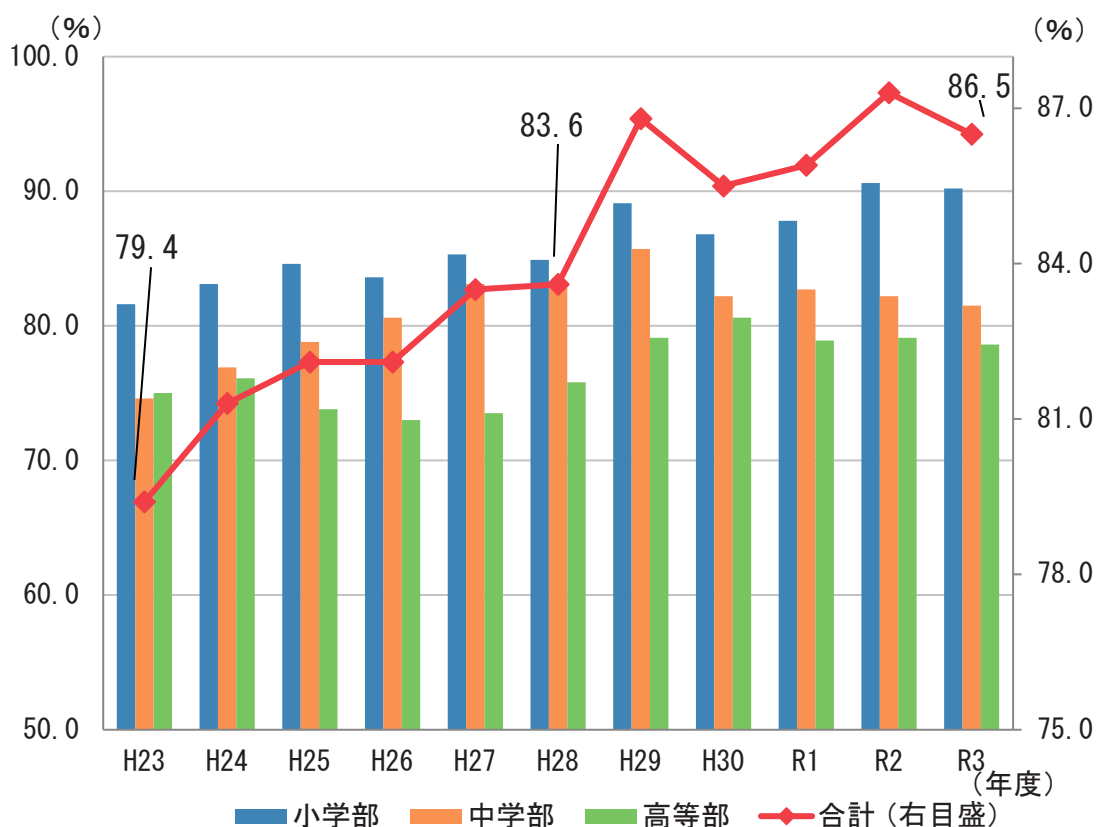


(2) 肢体不自由特別支援学校の状況

本県の県立肢体不自由特別支援学校では、昭和 54 年度の養護学校義務制実施の頃には、重複学級^{注9}の割合が 2 割弱でしたが、令和 3 年度では、およそ 9 割が重複学級に在籍しており、過密状況となっています（図 3）。

また、肢体不自由に伴う身体の動きやコミュニケーション等、一人一人の障害の状態に応じた指導のためのスペースや、可能な限り自らの力で学校生活を送ることができるようにするための日常生活の指導に用いるスペース、多機能化する車いすや姿勢保持用の補助具を用いるためのスペースを設けることが必要であり、教室や廊下等、施設が著しく狭隘化しています。肢体不自由特別支援学校には医療的ケア^{注10}を必要とする児童生徒も多く在籍していることから、教室等に人工呼吸器をはじめとする医療用資機材等を置くスペースも必要です。

〔図 3〕 県立特別支援学校（肢体不自由）における重複学級の割合の推移



注 9 「重複学級」

特別支援学校の学級編制基準については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の規定等を踏まえ、「特別支援学校設置基準」において次のように示されている。

学部	単一障害者の場合 (普通学級)	重複障害者の割合 (重複学級)
幼稚部	5 人	3 人
小学部	6 人	3 人
中学部	6 人	3 人
高等部	8 人	3 人

(例) 小中学部を設置している学校において、ある学年に 12 人在籍している場合の学級編制

① 単一障害者 12 人が在籍

使用教室 2 教室	1 組 ○○○○○○	2 組 ○○○○○○
--------------	---------------	---------------

② 重複障害者 12 人が在籍

使用教室 4 教室	1 組 ○○○	2 組 ○○○	3 組 ○○○	4 組 ○○○
--------------	------------	------------	------------	------------

注 10 「医療的ケア」

「医療的ケア児及びその家庭に対する支援に関する法律」では、「医療的ケア」とは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされている。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされている。なお、学校で教員が医療的ケアを実施する場合には、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者として都道府県知事に認定を受けることで、医師の指示の下、看護師等と連携し、医療的ケアのうち、喀痰吸引と経管栄養の一部を行うことができる。

（３）受入規模について

過密状況解消のためには、その状況や背景をより正確に把握するとともに、在籍児童生徒の障害の状態や各校の教室の使用状況等も加味して対応を検討する必要があります。そこで県教育委員会では、定期的に県立特別支援学校を視察して、施設使用状況の把握に努めています。

過密状況を数値で把握する手法としては、不足教室数を計上する方法がありますが、特別支援学校では幼児児童生徒一人一人の障害の状態を考慮して学級編制が行われることや、重複学級児童生徒の在籍者数によって必要となる普通教室数が異なることから、正確に不足教室数を把握することが困難です。そこで、県教育委員会では、過密状況を教室数で捉えるのではなく、人数で捉えることとしています。具体的には、学校ごとに過去５年間の在籍者数の状況と学校の開設当初に整備された普通教室数（保有普通教室）を基に指標（受入規模）を算定し、各校の在籍者数が受入規模をどの程度上回っているかで過密状況を判断しています。

受入規模については、年度ごと、学校ごとで在籍者数の状況及び学級編制の状況が異なることから、学校ごとに算定した受入規模を、地域ごとの知的障害、肢体不自由それぞれの受入規模として集計しています。

（４）現在の過密状況を解消するために必要な対応人数

令和３年５月１日現在の、県立知的障害及び肢体不自由特別支援学校の各地域の受入規模と過密状況を示したものが[図４]になります。

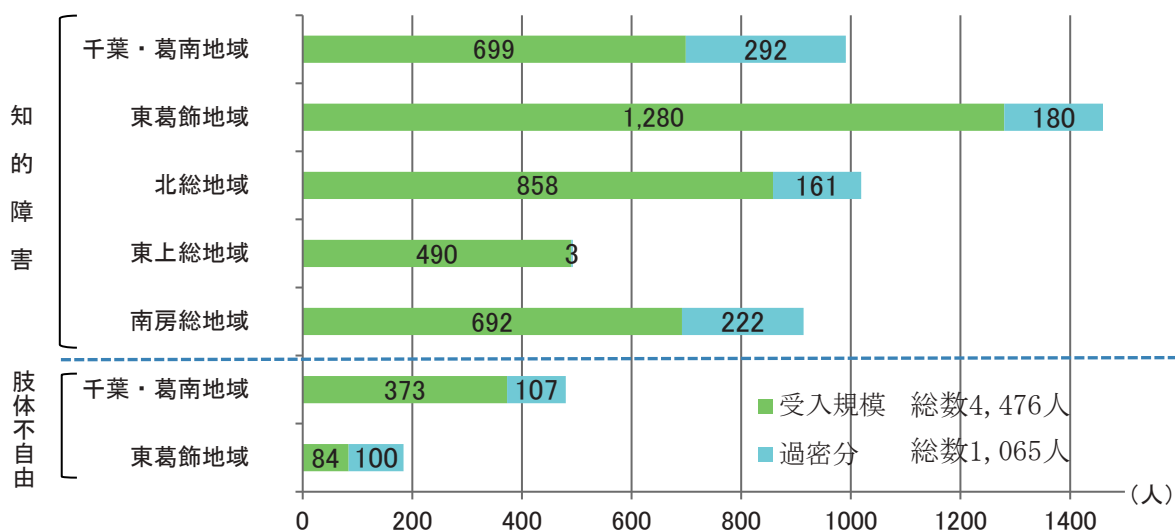
障害種別に現在の過密状況を見ると、知的障害特別支援学校においては千葉・葛南地域で 292 人規模、南房総地域で 222 人規模の過密状況にあり、それぞれの地域に第２次整備計画で位置付けられた新設校の開校が早期に求められます。

東葛飾地域では、つくばエクスプレス沿線の宅地開発等の人口流入により過密状況にあり、180 人規模の対応が必要です。また、第１次整備計画で対応を図ってきた北総地域においても、第２次整備計画策定後における北総鉄道沿線の宅地開発による人口流入等により児童生徒が増加し、161 人規模の過密状況となっており、対応が必要です。

肢体不自由特別支援学校においては、千葉・葛南地域で 107 人規模の過密状況、東葛飾地域で 100 人規模の過密状況にあり、令和３年度現在、知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校では、東上総地域の 3 人を合わせ、1,065 人規模の対応が必要です。

注 1 1

[図 4] 県立知的障害及び肢体不自由特別支援学校の各地域の受入規模と過密状況
(令和 3 年 5 月 1 日現在)



2 在籍者数の推移と今後の見通しについて

(1) 今後の児童生徒数の見通し

ア 児童生徒数の推計方法について

児童生徒数の推計^{注 1 2}については、県立特別支援学校に在籍する小学部 1 年生の在籍率^{注 1 3}の過去 5 年間の平均値を、別途、推計を行った将来人口に乘じることにより算出しました。

その際、知的障害特別支援学校については、地域により人口分布に差があることから、地域別に児童生徒数の推計を行った上で、それらを合計した値を児童生徒数の推計値としました。また、特別支援学校の在籍者数は年度により増減の変動が大きく、推計結果の精度に影響が生じることから、在籍率の過去 5 年間の平均値を乗じる作業を中学部、高等部入学時にもそれぞれ適用するなど、条件を変えた 5 通りの推計を行なった上で、その平均値をとりました。

注 1 1 東葛飾地域における東葛の森特別支援学校（知的障害）の開校、千葉・葛南地域における桜が丘特別支援学校（肢体不自由）の増築棟供用に伴う受入規模の増加は、含まれていない。

注 1 2 「児童生徒数の推計」

児童生徒数は学校基本調査、年齢別人口は千葉県年齢別町丁別人口、将来推計人口は『日本の地域別将来人口』（平成 30（2018）年推計、国立社会保障・人口問題研究所）のデータをそれぞれ使用した。

注 1 3 「在籍率」

県立特別支援学校における在籍率とは、年齢人口に対する、県立特別支援学校に在籍する児童生徒数の割合のことである。

イ 今後の児童生徒数の見通しについて

児童生徒数の今後の見通しについて、平成 29 年度から令和 3 年度までの推移の平均を基に推計した結果を[図 5]に示しました。令和 3 年度の児童生徒数は 5,796 人ですが、その後増加を続け、5 年後の令和 8 年度には 6,024 人となり、増加のピークを迎える見込みです。

このうち知的障害特別支援学校の児童生徒数は、令和 3 年度が 4,751 人であり、令和 8 年度には 4,994 人と 243 人増加、肢体不自由特別支援学校の児童生徒数は、令和 3 年度が 707 人であり、令和 8 年度には 734 人と 27 人増加する見込みです。

10 年後の令和 13 年度は県立特別支援学校全体の児童生徒数は 5,790 人となり、増加のピークと見込まれる令和 8 年度からは 234 人減少すると見込まれています。しかしながら、令和 13 年度に見込まれる児童生徒数は、令和 3 年度現在の児童生徒数とほぼ同数となる見込みです。

地域ごとの推計を見てみると、宅地開発等が進んだことで人口流入の要因がある千葉・葛南地域、東葛飾地域及び北総地域では、令和 8 年度以降も在籍児童生徒数は増加する見込みです。また、南房総地域では、東京湾アクアライン着岸地域周辺で児童生徒数が多く見込まれています（図 6 及び図 7）。

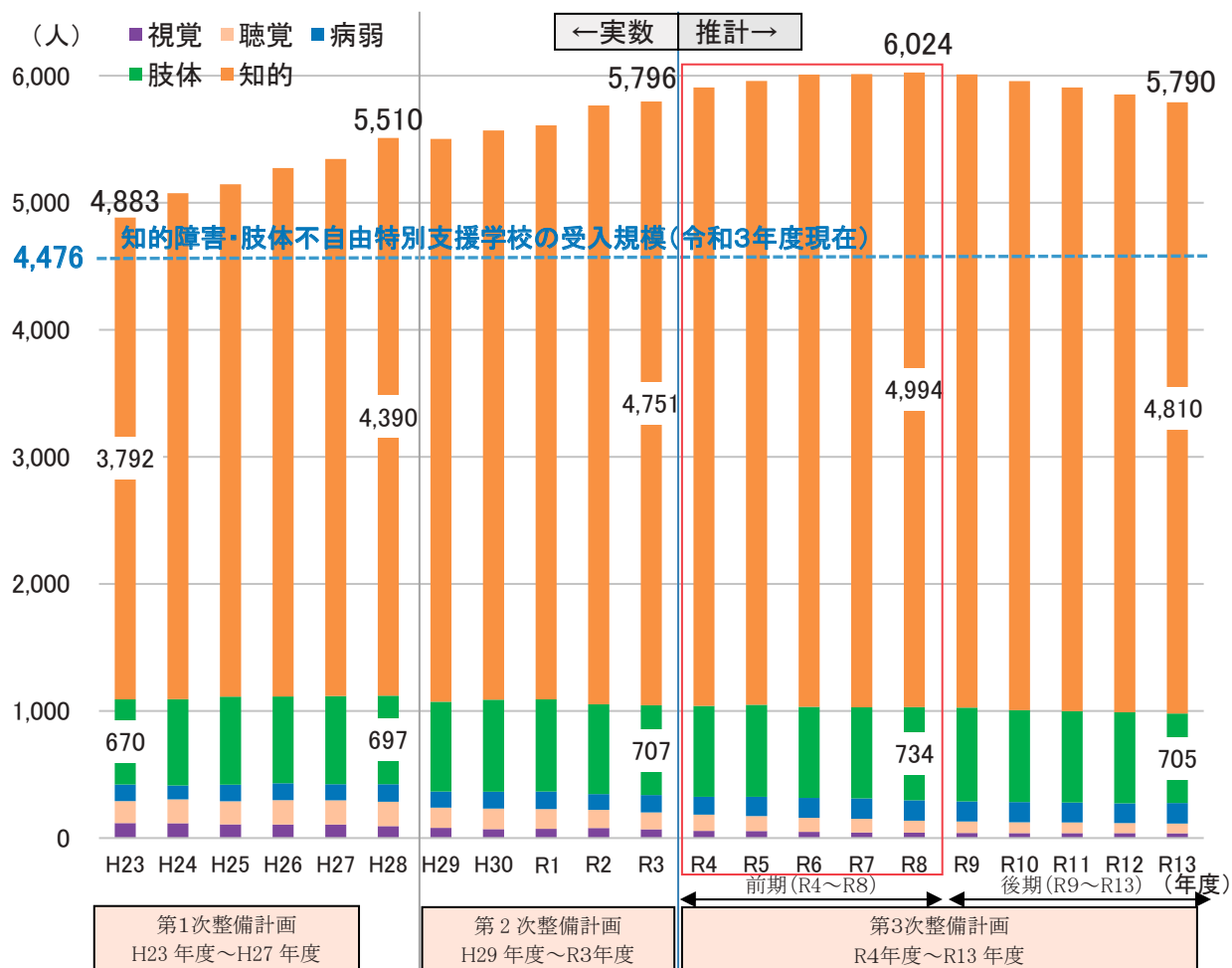
これらの地域では、今後、新規の宅地開発による人口流入などによる状況の変化等に伴い、実際の在籍者数が推計結果から増減する可能性もあることから、引き続き県立特別支援学校における在籍児童生徒数の増減を注視していく必要があります。

（２）児童生徒数増への対応に必要な対応人数について

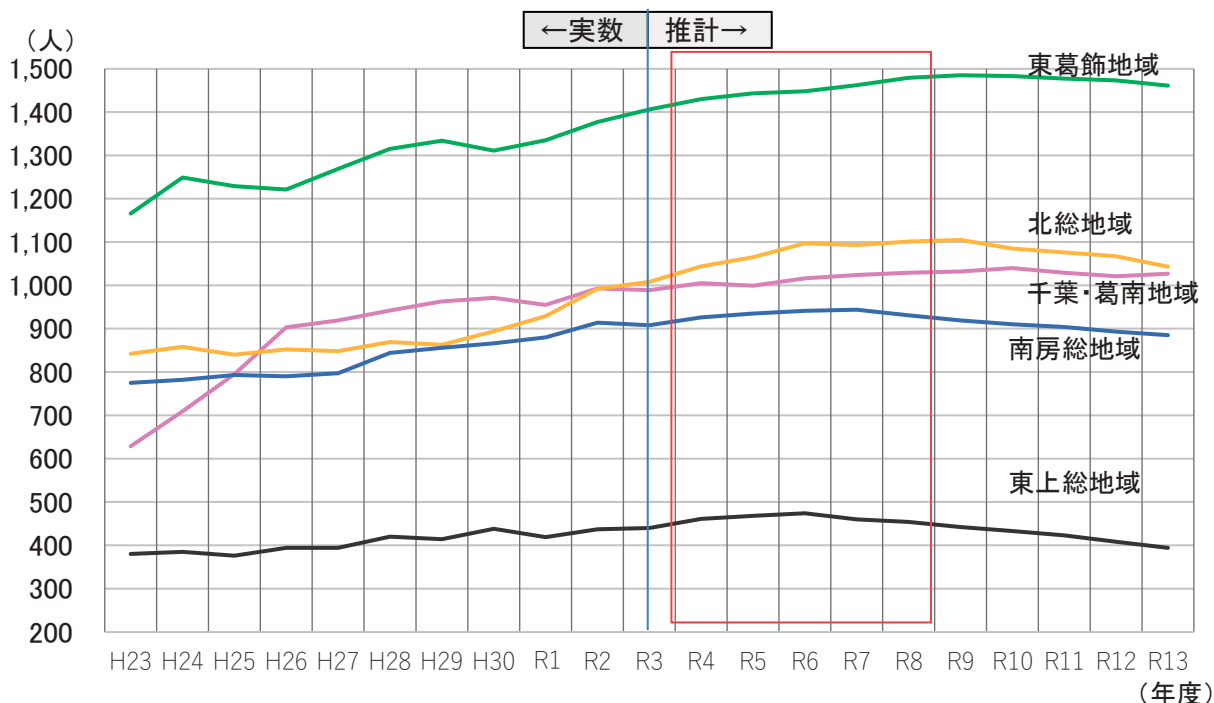
[図 5]に示した令和 3 年度現在の今後の児童生徒数の推計によると、前期計画が終了となる令和 8 年度には、知的障害特別支援学校の児童生徒数は令和 3 年度から 243 人増加し 4,994 人に、肢体不自由特別支援学校の児童生徒数は令和 3 年度から 27 人増加し 734 人にそれぞれなる見込みです。

令和 3 年度現在、前期計画における児童生徒数増への対応に必要な対応人数は、これら増加分を合わせた 270 人規模の対応が必要となります。

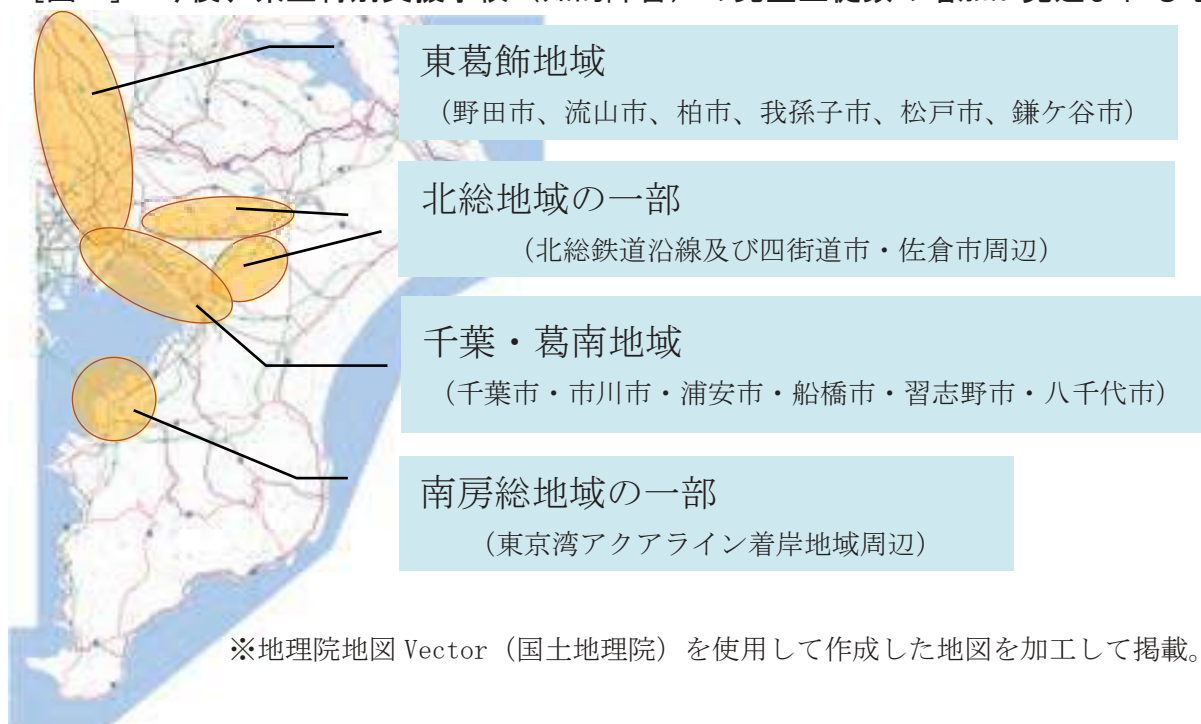
〔図5〕 県立特別支援学校の障害種別在籍者数の推移と今後の推計



〔図6〕 県立特別支援学校（知的障害）における地域別在籍者数の推移と今後の推計



〔図 7〕 今後、県立特別支援学校（知的障害）の児童生徒数の増加が見込まれる地域



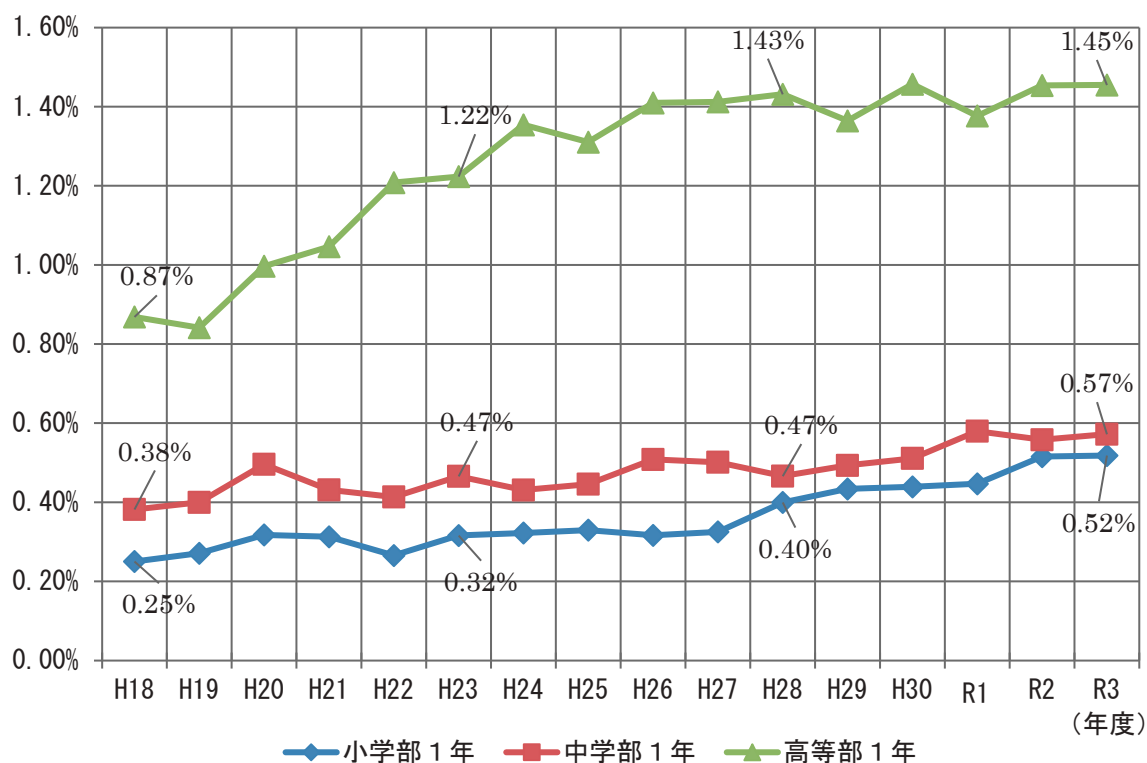
（３）県立特別支援学校及び特別支援学級における在籍率の状況

県立特別支援学校における在籍率も増加傾向にあります。〔図 8〕は、本県の年齢人口に対する県立特別支援学校（知的障害）の各学部 1 年生の在籍率を集計したものです。

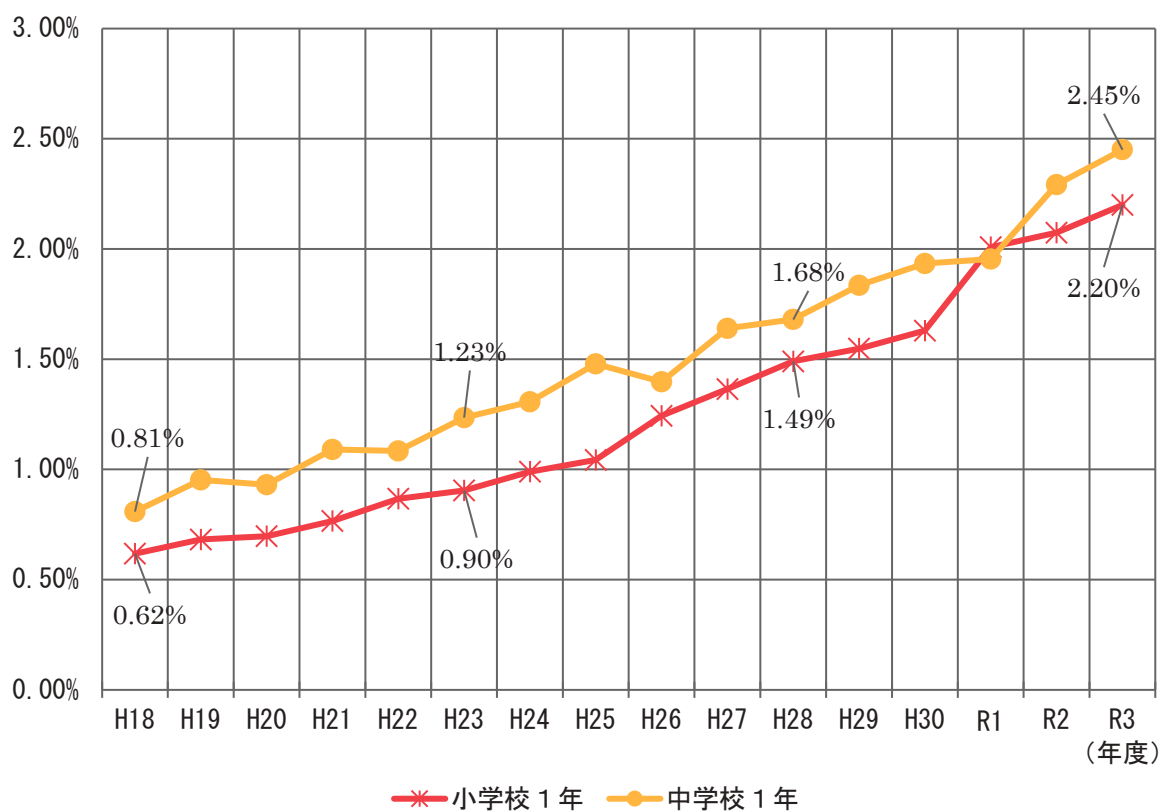
県立知的障害特別支援学校の各学部 1 年生における、各年齢人口に対する在籍率は、平成 28 年度には小学部で 0.40%、中学部で 0.47%、高等部で 1.43%でした。その後、全学部で上昇を続け、令和 3 年度では小学部で 0.52%、中学部で 0.57%となりました。直近 5 年間では特に小中学部の在籍率の上昇が顕著となっています。

〔図 9〕は、県内公立小中学校における 1 年生の、各年齢人口に対する特別支援学級への在籍率を示したものです。平成 18 年度以降、小中学校ともに特別支援学級の在籍率は上昇を続けており、令和 3 年度の直近 5 年間で小学校 1 年生の特別支援学級在籍率は 0.71 ポイント増、中学校 1 年生では 0.77 ポイント増となっています。県立特別支援学校高等部 1 年生の在籍率が小中学部に比べて高い（図 8）のは、小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の多くが高等部段階から特別支援学校に入学するためです。小中学校の特別支援学級在籍率が上昇していることから、今後、高等部の在籍率は増加することも考えられます。

〔図 8〕 県立特別支援学校（知的障害）各学部 1 年生の在籍率



〔図 9〕 県内公立小中学校特別支援学級（知的障害・情緒障害）各学校 1 年生の在籍率



3 設置基準について

県教育委員会では、これまでも在籍者数の増加に伴う過密状況の解消を図るために、学校教育法施行規則や国が定めた特別支援学校施設整備指針等を参考としつつ、児童生徒の障害の状態や、各学校及び地域の状況に応じて、必要となる施設・設備等の整備を行ってきました。

令和3年9月に、文部科学省は設置基準を公布しました。これは、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準として初めて制定されたもので、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定されています。

具体的には、教室や自立活動室、図書室など校舎に備えるべき施設や、校舎及び運動場の面積などが規定されています。

令和3年5月1日現在の在籍者数を基に、各県立特別支援学校の設置基準の規定を満たしているか確認したところ、県立特別支援学校36校中、校舎面積については20校が、運動場面積については23校が設置基準の面積要件を満たしています。また、備えるべき施設についての規定については、例えば、図書室は25校に、自立活動室は全ての学校について満たしています。

文部科学省の通知（令和3年9月24日付け文科省通知「特別支援学校設置基準の公布等について（通知）」（3文科初第1076号））によれば、「設置基準策定以前に設置されている特別支援学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、設置基準によらないことができることとしているが、可能な限り速やかに設置基準を満たすこととなるよう努めること」（附則第2項関係）としています。また、「この設置基準を、特別支援学校を設置するのに必要な最低の基準として位置付けるとともに、特別支援学校の設置者は、特別支援学校の編制、施設及び設備等がこの設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない」（第1条第2項及び第3項関係）とも規定しています。このことから、今後は、過密状況への対応に併せ、既存校も含めた県立特別支援学校の設置基準への対応も必要です。

具体的には、普通教室における合同使用^{注14}については、設置基準の趣旨を踏まえ、特別の事情がある場合を除き、教室の狭隘化や指導上の課題等が生じないようにするため、解消に向けた対応を検討する必要があります。また、やむを得ず普通教室に転用されてきた図書室や音楽室、家庭教室など、学習上必要な特別教室については、過密状況への対応と併せ、学校ごとに整備に向けた対応を必要に応じて検討していきます。

注14 「特別の事情」

例えば、教育的効果を高める目的で少人数の学級同士が一つの教室で学ぶ場合。

第2節 今後の対応

1 取組について

第3次整備計画では、大きく2つの取組を進めます。なお、整備に当たっては、設置基準の趣旨に合致させることを前提とし、関係市町村等の協力を得ながら、具体的対応の検討が可能な状況となった時点から対応していきます。

(1) 取組Ⅰ「現在の過密状況への対応」

令和3年度現在、知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校を合わせ、1,065人規模の過密状況にあることから、これを解消するため、学校の新設及び既存校への増築等を行います。新設及び増築等を行う際は、今後見込まれる児童生徒数増への対応（取組Ⅱ）も見込んで整備する規模を設定し、対応することとします。

(2) 取組Ⅱ「今後見込まれる在籍児童生徒数増への対応」

令和3年度現在の推計に基づき、知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校で見込まれる、今後10年間の児童生徒数の増加に対応するため、各学校の児童生徒数や教室の使用状況等を踏まえ、学校の新設や既存校への増築等の対応を検討し、教育環境の改善に努めます。

2 手法及び具体的対応について

(1) 手法について

整備手法としては、設置基準の趣旨に合致させることを前提とし、

- ①学校の新設（県立学校及び市町村立学校の転用可能な校地・校舎等の活用）
- ②既存校舎の増築等

の二つの手法で対応します。

また、採用する具体的な整備の手法や想定する学校規模については、第2次整備計画の継続事業を含め、関係市町村等との協議の結果、対応が可能となった段階で現在の児童生徒数等の状況と今後の増加見込みを考慮し、検討した上で整備に着手します。

(2) 具体的な対応について

ア 前期計画

取組Ⅰを優先して取り組むこととします。特に、第2次整備計画からの継続事業や、受入規模を超える在籍者数や過密に伴う普通教室の合同使用の状況等から判断して、著しい過密状況にある県立特別支援学校については、関係市町村等の協力を得ながら、早期に対応ができるよう努めます（表3）。

なお、関係市町村等との協議や新設校等の設計、建築工事に一定の期間がかかることから、対象校敷地内への増築等、対応完了までの間の応急的な過密状況への対応を併せて検討し、実施します。

（表3）第3次県立特別支援学校整備計画（前期計画）における対応予定

地域	対 象 校	対応障害種
千葉・葛南	千葉特別支援学校 八千代特別支援学校	知的障害
	市川特別支援学校 船橋特別支援学校	知的障害 肢体不自由
東葛飾	松戸特別支援学校	肢体不自由
北総	印旛特別支援学校	知的障害
南房総	君津特別支援学校	知的障害

※各学校の在籍者数の増減や学校を取り巻く状況等について引き続き注視し、上記以外の県立特別支援学校においても、その状況に応じて必要な対応を検討する。

※後期計画における具体的な対応については令和8年度に中間評価を行った上で、対応する学校、地域を検討する。

イ 後期計画

後期計画では、引き続き過密状況の解消に努める予定ですが、推計から、令和8年度以降は児童生徒数が減少に転じると見込まれるものの、公立小中学校に設置された特別支援学級や県立特別支援学校の在籍率が依然増加傾向であることから、さらに過密状況への対応を行う必要が生じる可能性も否定できません。

よって、後期計画における具体的対応については、毎年の県立特別支援学校の在籍者数の推移を引き続き注視するとともに、令和8年度に改めて児童生徒数の推計を行い、中間評価を行った上で具体的対応を検討し、必要な規模の整備に努めることとします。具体的な対応については、その時点で計画に位置付けます。

ウ 設置基準への対応

既存校における設置基準への対応については、設置基準の趣旨を踏まえ、過密状況への対応や「千葉県県有建物長寿命化計画」に伴う県立特別支援学校の大規模改修への対応と併せ、各学校の状況に応じて個別に必要な対応を検討していきます。

第3節 整備に係る課題

今後の整備については、過密状況への対応が急務であることから、引き続き、対象校の通学区域内にある県立学校及び市町村立学校の使用しなくなる校地・校舎等を活用した整備を行っていきます。

しかしながら、人口流入の多い地域については、活用できる施設等が限られることから、引き続き、関係市町村等の協力を得て、候補施設の調査を継続するとともに、できるだけ早い対応ができるよう、県立学校及び市町村立学校等の既存校への併設による新設校等の設置も進めていきます。^{注15}

小中高等学校等の既存校への併設による新設校等の設置は、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が可能な限り共に学ぶことが可能となることから、子供たちが共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築の基礎を培う教育の実現に資するものです。一方、既存校と新設される県立特別支援学校が、教室や体育館、運動場等を共用することになることから、双方の学校において教育上及び安全上支障が生じないよう、事前に十分な協議等が必要です。また、今後予定されている校舎等大規模改修工事との調整や、特別支援学校で学習に使用する農場等の実習施設の整備など、検討すべき課題もあります。

県教育委員会では、既存校への併設による整備を行い、施設・設備等を共用する場合には、例えば、図書室については、特別支援学校の幼児児童生徒のための書籍を備えることや、特別教室や運動場等については、特別支援学校の幼児児童生徒が不自由なく使用できるようにすること等、関係市町村等や既存校、新設する特別支援学校と丁寧に調整を進め、双方の学校において教育上及び安全上の支障が生じないよう努めます。

注15 「既存校への併設による新設校等の設置」

県立学校及び市町村立学校の使用しなくなる校地・校舎等の活用例

A 使用しなくなった校舎の活用

使用しなくなった県立高等学校の校舎や市町村立学校等の校舎を活用し、増改築を行いながら対応する方法。

B 使用する校舎を分けて活用

現在ある県立高等学校や市町村立学校等の余裕施設を活用して対応する方法。

C 余裕教室を活用

現在ある県立高等学校や市町村立学校等の余裕教室を活用して対応する方法。

第4章 資料編

- 1 県立特別支援学校一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
- 2 特別支援学校設置基準（文部科学省令第45号）・・・・・・・・ 2 8
- 3 特別支援学校設置基準の公布等について（通知）（令和3年9月24日付け文部科学省通知）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
- 4 特別支援学校における教室不足の解消について（通知）（令和2年1月31日付け文部科学省通知）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 8
- 5 特別支援学校における教室不足の解消について（通知）（令和4年3月1日付け文部科学省通知）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0
- 6 県の諸計画に位置付けられた、県立特別支援学校の整備に関する取組部分（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3
 - （1）千葉県総合計画 ～新しい千葉の時代を切り開く～（千葉県）
 - （2）第3期千葉県教育振興基本計画「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」（千葉県/千葉県教育委員会）
 - （3）第3次千葉県特別支援教育推進基本計画（千葉県教育委員会）
- 7 県立特別支援学校（知的障害） 学部別児童生徒数の推移・・・・・・・・ 4 5
- 8 県立特別支援学校（知的障害） 教育事務所別児童生徒数の推移・・・・・・・・ 4 5
- 9 千葉県における公立小中学校 特別支援学級の児童生徒数の推移・・・・・・・・ 4 6
- 10 県立特別支援学校（全体）における重複障害児童生徒数の推移・・・・・・・・ 4 6

1 県立特別支援学校一覧（令和4年4月1日現在）

本計画では、県立特別支援学校（37校）について、次のように整理しています。

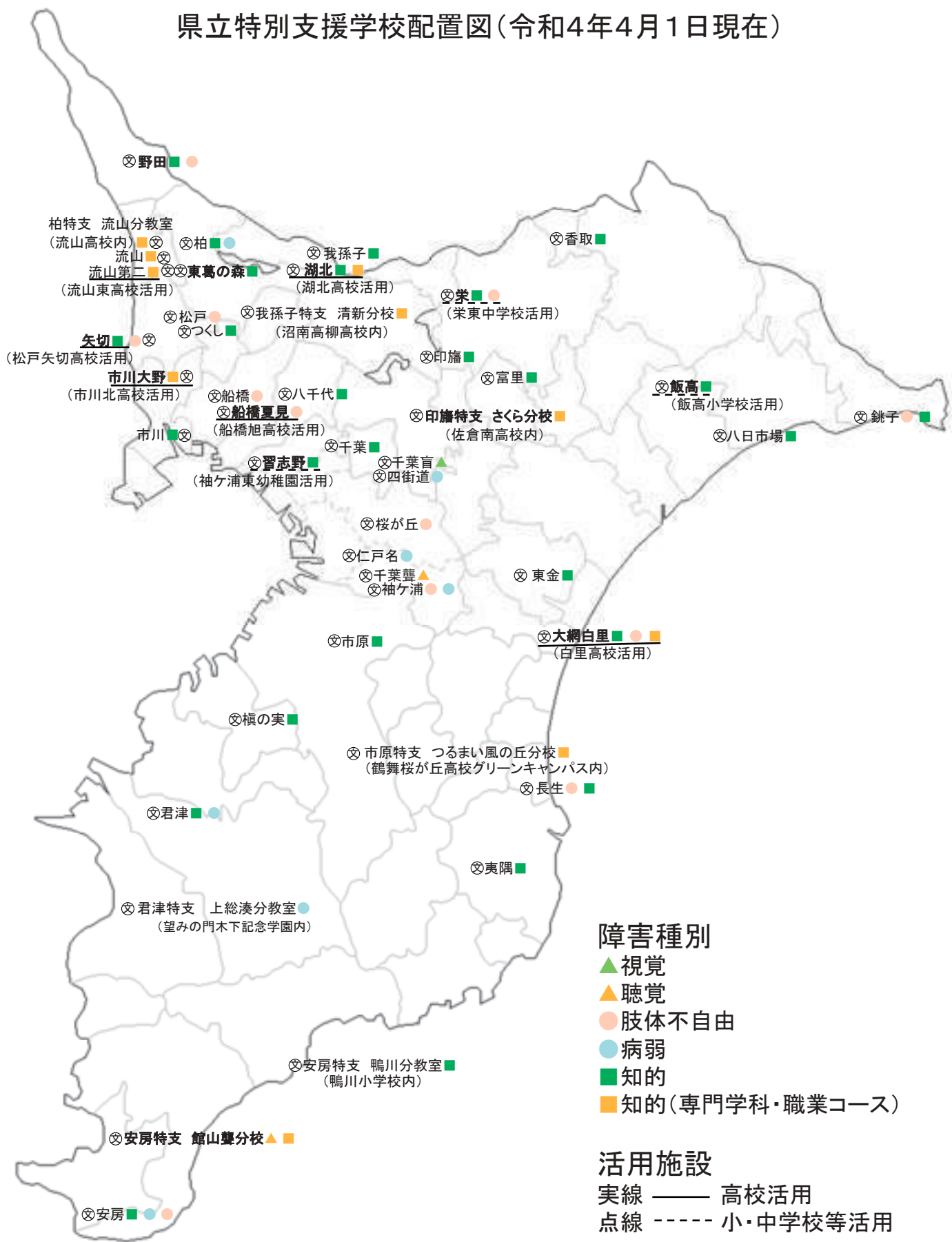
学校種・地域	学校名
視覚障害特別支援学校（1校）	千葉盲学校
聴覚障害特別支援学校（1校）	千葉聾学校（安房特別支援学校館山聾分校幼稚部を含む）
知的障害特別支援学校（28校）	
千葉・葛南地域（5校）	千葉特別支援学校 八千代特別支援学校 習志野特別支援学校 市川特別支援学校 特別支援学校市川大野高等学園（専門学科）
東葛飾地域（8校）	つくし特別支援学校 矢切特別支援学校 柏特別支援学校（流山分教室を含む） 特別支援学校流山高等学園（専門学科） 東葛の森特別支援学校 野田特別支援学校 我孫子特別支援学校（清新分校を含む） 湖北特別支援学校（専門学科を含む）
北総地域（7校）	印旛特別支援学校（さくら分校を含む） 富里特別支援学校 栄特別支援学校 香取特別支援学校 銚子特別支援学校 八日市場特別支援学校 飯高特別支援学校
東上総地域（4校）	東金特別支援学校 大網白里特別支援学校 長生特別支援学校 夷隅特別支援学校
南房総地域（4校）	安房特別支援学校（鴨川分教室、館山聾分校高等部を含む） 君津特別支援学校 槇の実特別支援学校 市原特別支援学校（つるまい風の丘分校（専門学科）を含む）
肢体不自由特別支援学校（5校）	桜が丘特別支援学校 袖ヶ浦特別支援学校 船橋特別支援学校 船橋夏見特別支援学校 松戸特別支援学校
病弱特別支援学校（2校）	仁戸名特別支援学校 四街道特別支援学校 （君津特別支援学校上総湊分教室を含む）

※銚子、長生、野田、矢切、栄、大網白里の各県立特別支援学校は知的障害者と肢体不自由者を、安房特別支援学校は知的障害者、病弱者及び肢体不自由者を、君津、柏の各県立特別支援学校は知的障害者と病弱者をそれぞれ教育する学校であるが、いずれの学校でも知的障害のある児童生徒数の方が多いことから、知的障害特別支援学校に分類している。

※安房特別支援学校館山聾分校については、幼稚部を聴覚障害、高等部を知的障害に分類している。

※袖ヶ浦特別支援学校は、肢体不自由者と病弱者を教育する学校であるが、肢体不自由のある児童生徒数の方が多いことから、肢体不自由特別支援学校に分類している。

県立特別支援学校配置図(令和4年4月1日現在)



2 特別支援学校設置基準（文部科学省令第45号）

学校教育法（昭和22年法律第26号）第3条の規定に基づき、特別支援学校設置基準を次のように定める。

令和3年9月24日
文部科学大臣 萩生田光一

特別支援学校設置基準

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 学科（第3条・第4条）
- 第3章 編制（第5条—第12条）
- 第4章 施設及び設備（第13条—第18条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

- 第1条** 特別支援学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
- 2 この省令で定める設置基準は、特別支援学校を設置するのに必要な最低の基準とする。
- 3 特別支援学校の設置者は、特別支援学校の編制、施設及び設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

（設置基準の特例）

- 第2条** 高等部を置く特別支援学校で公立のものについては都道府県の教育委員会、私立のものについては都道府県知事（次項において「都道府県教育委員会等」という。）は、2以上の学科を設置する場合その他これに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、特別支援学校の編制、施設及び

設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

- 2 専攻科及び別科の編制、施設及び設備等については、この省令に示す基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備等に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

第2章 学科

（学科の種類）

- 第3条** 特別支援学校の高等部の学科は、次のとおりとする。

- 1 普通教育を主とする学科
- 2 専門教育を主とする学科

- 第4条** 前条第1号に定める学科は、普通科とする。

- 2 前条第2号に定める学科は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる学科その他専門教育を施す学科として適正な規模及び内容があると認められるものとする。

- 1 視覚障害者である生徒に対する教育を行う学科
 - イ 家庭に関する学科
 - ロ 音楽に関する学科
 - ハ 理療に関する学科
 - ニ 理学療法に関する学科
- 2 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う学科
 - イ 農業に関する学科
 - ロ 工業に関する学科
 - ハ 商業に関する学科

- ニ 家庭に関する学科
- ホ 美術に関する学科
- ヘ 理容・美容に関する学科
- ト 歯科技工に関する学科

3 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。第6条第2項及び別表において同じ。）である生徒に対する教育を行う学科

- イ 農業に関する学科
- ロ 工業に関する学科
- ハ 商業に関する学科
- ニ 家庭に関する学科
- ホ 産業一般に関する学科

第3章 編制

（1学級の幼児、児童又は生徒の数）

第5条 幼稚園の1学級の幼児数は、5人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱（身体虚弱を含む。以下この条及び別表において同じ。）のうち2以上併せ有する幼児で学級を編制する場合にあっては、3人）以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 小学部又は中学部の1学級の児童又は生徒の数は、6人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち2以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあっては、3人）以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

3 高等部の1学級の生徒数は、8人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち2以上併せ有する生徒で学級を編制する場合にあっては、3人）以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

第6条 特別支援学校の学級は、特別の事情がある場合を除いては、幼稚部にあつては、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制するものとし、小学部、中学部及び高等部にあつては、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。

2 特別支援学校の学級は、特別の事情がある場合を除いては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の別ごとに編制するものとする。

（教諭等の数等）

第7条 複数の部又は学科を設置する特別支援学校には、相当数の副校長又は教頭を置くものとする。

2 特別支援学校に置く主幹教諭、指導教諭又は教諭（次項において「教諭等」という。）の数は、1学級当たり1人以上とする。

3 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。

（養護教諭等）

第8条 特別支援学校には、幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の数等に応じ、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の児童等の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

（実習助手）

第9条 高等部を置く特別支援学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

（事務職員の数）

第10条 特別支援学校には、部の設置の状況、児童等の数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

(寄宿舎指導員の数)

第 11 条 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿する児童等の数等に応じ、相当数の寄宿舎指導員を置かなければならない。

(他の学校の教員等との兼務)

第 12 条 特別支援学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができることとする。

第 4 章 施設及び設備

(一般的基準)

第 13 条 特別支援学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎及び運動場の面積等)

第 14 条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

第 15 条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があるときは、教室と自立活動室及び保育室と遊戯室とは、それぞれ兼用することができる。

- 1 教室（普通教室、特別教室等とする。ただし、幼稚部にあつては、保育室及び遊戯室とする。）
- 2 自立活動室
- 3 図書室（小学部、中学部又は高等部を

置く特別支援学校に限る。）、保健室

4 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

(その他の施設)

第 16 条 特別支援学校には、校舎及び運動場のほか、小学部、中学部又は高等部を置く場合にあつては体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第 17 条 特別支援学校には、障害の種類及び程度、部及び学科の種類、学級数及び幼児、児童又は生徒の数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第 18 条 特別支援学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この省令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章及び第 4 章の規定並びに別表の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 章及び第 4 章の規定並びに別表の規定の施行の際現に存する特別支援学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

(学校教育法施行規則の一部改正)

3 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の一部を次のように改正する。

第108条中「設置基準」を「設備、編制その他設置に関する事項」に、「この章に規定する」を「この章及び特別支援学校設置基準(令和3年文部科学省令第45号)に定める」に改める。

第120条から第123条までを次のように改める。

第120条から第123条まで 削除

(特別支援学校の高等部の学科を定める省令の廃止)

4 特別支援学校の高等部の学科を定める省令(昭和41年文部省令第2号)は、廃止する。

別表(第14条関係)

イ 校舎の面積

学校の種類	部の種類	幼児、児童又は生徒数	面積(平方メートル)
視覚障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚部	1人以上 5人以下	190
		6人以上	$190+18 \times (\text{幼児数}-5)$
	小学部又は中学部	1人以上 18人以下	1110
		19人以上 108人以下	$1110+24 \times (\text{児童又は生徒数}-18)$
		109人以上	$3270+16 \times (\text{児童又は生徒数}-108)$
	幼稚部、小学部及び中学部のいずれをも置かない学校の高等部	1人以上 24人以下	1410
		25人以上 144人以下	$1410+17 \times (\text{生徒数}-24)$
		145人以上	$3450+13 \times (\text{生徒数}-144)$
	幼稚部、小学部又は中学部を置く学校の高等部	1人以上 24人以下	480
		25人以上 144人以下	$480+21 \times (\text{生徒数}-24)$
		145人以上	$3000+13 \times (\text{生徒数}-144)$

聴覚障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚部	1人以上 5人以下	170
		6人以上	$170+18 \times (\text{幼児数}-5)$
	小学部又は中学部	1人以上 18人以下	950
		19人以上 108人以下	$950+24 \times (\text{児童又は生徒数}-18)$
		109人以上	$3110+16 \times (\text{児童又は生徒数}-108)$
	幼稚部、小学部及び中学部のいずれをも置かない学校の高等部	1人以上 24人以下	1240
		25人以上 144人以下	$1240+17 \times (\text{生徒数}-24)$
		145人以上	$3280+13 \times (\text{生徒数}-144)$
	幼稚部、小学部又は中学部を置く学校の高等部	1人以上 24人以下	480
		25人以上 144人以下	$480+20 \times (\text{生徒数}-24)$
		145人以上	$2880+13 \times (\text{生徒数}-144)$
知的障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚部	1人以上 5人以下	190
		6人以上	$190+18 \times (\text{幼児数}-5)$
	小学部又は中学部	1人以上 18人以下	1070
		19人以上 108人以下	$1070+27 \times (\text{児童又は生徒数}-18)$
		109人以上	$3500+17 \times (\text{児童又は生徒数}-108)$
	幼稚部、小学部及び中学部のいずれをも置かない学校の高等部	1人以上 24人以下	1260
		25人以上 144人以下	$1260+20 \times (\text{生徒数}-24)$
		145人以上	$3660+14 \times (\text{生徒数}-144)$
	幼稚部、小学部又は中学部を置く学校の高等部	1人以上 24人以下	490
		25人以上 144人以下	$490+22 \times (\text{生徒数}-24)$
		145人以上	$3130+14 \times (\text{生徒数}-144)$
肢体不自由者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚部	1人以上 5人以下	220
		6人以上	$220+22 \times (\text{幼児数}-5)$
	小学部又は中学部	1人以上 18人以下	1210
		19人以上 108人以下	$1210+30 \times (\text{児童又は生徒数}-18)$
		109人以上	$3910+21 \times (\text{児童又は生徒数}-108)$
	幼稚部、小学部及	1人以上 24人以下	1570

	び中学部のいずれをも置かない学校の高等部	25人以上 144人以下	$1570+22 \times (\text{生徒数}-24)$
		145人以上	$4210+17 \times (\text{生徒数}-144)$
	幼稚園、小学部又は中学部を置く学校の高等部	1人以上 24人以下	590
		25人以上 144人以下	$590+26 \times (\text{生徒数}-24)$
		145人以上	$3710+18 \times (\text{生徒数}-144)$
	病弱者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	1人以上 5人以下	190
		6人以上	$190+18 \times (\text{幼児数}-5)$
		1人以上 18人以下	870
	幼稚園、小学部及び中学部のいずれをも置かない学校の高等部	19人以上 108人以下	$870+24 \times (\text{児童又は生徒数}-18)$
		109人以上	$3030+15 \times (\text{児童又は生徒数}-108)$
	幼稚園、小学部又は中学部を置く学校の高等部	1人以上 24人以下	1160
		25人以上 144人以下	$1160+17 \times (\text{生徒数}-24)$
		145人以上	$3200+13 \times (\text{生徒数}-144)$
	幼稚園、小学部又は中学部を置く学校の高等部	1人以上 24人以下	480
		25人以上 144人以下	$480+20 \times (\text{生徒数}-24)$
		145人以上	$2880+13 \times (\text{生徒数}-144)$

備考

- 1 小学部及び中学部を置く特別支援学校は、小学部及び中学部の児童及び生徒数を合算した数に対応する面積とする。
- 2 視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱者のうち2以上併せ有する幼児、児童又は生徒は、主たる障害区分に応じて、その数に幼稚園は1.67、小学部及び中学部は2、高等部は2.67を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。
- 3 視覚障害者である児童等、聴覚障害者である児童等、知的障害者である児童等、肢体不自由者である児童等又は病弱者である児童等の2以上に対する教育を行う特別支援学校の各部の校舎に係る基準面積は、当該部（小学部及び中学部を置く場合は小学部及び中学部）の全幼児、児童又は生徒数をそれぞれの障害区分の全幼児、児童又は生徒数とみなしてイの表を適用して得た面積を、当該障害区分の幼児、児童又は生徒数により加重平均した面積とする。

ロ 運動場の面積

部の種類	幼児、児童又は生徒数	面積（平方メートル）
幼稚園	1人以上 10人以下	360
	11人以上	$360+10 \times (\text{幼児数}-10)$
小学部	1人以上 240人以下	2400
	241人以上	$2400+10 \times (\text{児童数}-240)$
中学部又は高等部	1人以上 240人以下	3600
	241人以上	$3600+10 \times (\text{生徒数}-240)$

備考

- 1 中学部及び高等部を置く特別支援学校は、中学部及び高等部の生徒数を合算した数に対応する面積とする。
- 2 幼稚園、小学部、中学部又は高等部の2以上の部を置く特別支援学校の運動場の基準面積は、幼児、児童又は生徒数を踏まえ、置かれる部の中で最も面積の大きくなる部の面積とする。

3 文科初第 1076 号
令和 3 年 9 月 24 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事殿
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

下 間 康 行

文部科学省初等中等教育局長

伯 井 美 徳

特別支援学校設置基準の公布等について(通知)

この度、特別支援学校設置基準(令和 3 年文部科学省令第 45 号)(以下「設置基準」という。)が、令和 3 年 9 月 24 日に公布され、総則及び学科に係る規定については令和 4 年 4 月 1 日から、編制並びに施設及び設備に係る規定については令和 5 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

設置基準は、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 3 条に基づき制定するものです。制定に当たっては、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準とするとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定としております。

設置基準の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏のないようお取り計らいください。

各都道府県教育委員会におかれましては所管の学校及び域内の指定都市を除く市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれましては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法(平成 14 年法律第 189 号)第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれましては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれましては管下の学校に対して、このことを十分周知願います。

また、設置基準の制定の趣旨を踏まえ、都道府県教育委員会においては市町村立特

別支援学校の設置認可に係る審査基準について、都道府県においては私立学校の設置認可に係る審査基準等について必要な見直しを行うなど、設置に係る認可事務の適切な実施をお願いします。

記

1 設置基準の制定の趣旨

これまで、特別支援学校については、学校教育法第 3 条に基づく独立した設置基準は定められておらず、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)及び特別支援学校の高等部の学科を定める省令(昭和 41 年文部省令第 2 号)に、設備編制等の基本的事項についてのみ定められていた。

今回、設備編制等の基本的事項について改めて定めるとともに、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、学校教育法第 3 条に基づき、設置基準を制定するものである。制定に当たっては、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準とするともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定としている。

2 設置基準の概要

(1) 趣旨(第 1 条)

① 特別支援学校は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとしたこと(第 1 項)。

② この設置基準を、特別支援学校を設置するのに必要な最低の基準として位置付けるとともに、特別支援学校の設置者は、特別支援学校の編制、施設及び設備等がこの設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならないとしたこと(第 2 項及び第 3 項)。

(2) 設置基準の特例(第 2 条)

① 高等部を置く特別支援学校で公立のものについては都道府県の教育委員会、私立のものについては都道府県知事(以下「都道府県教育委員会等」という。)は、二以上の学科を設置する場合その他これに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、特別支援学校の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この基準に準じて、別段の定めをすることができるとしたこと(第 1 項)。

② 専攻科及び別科の編制、施設及び設備等については、この設置基準によらなければならないとしたこと。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備等に関し、必要と認められる範囲内において、この設置基準に準じて、別段の定めをすることができるとしたこと(第 2 項)。

(3) 学科の種類 (第3条及び第4条)

- ① 特別支援学校の高等部の学科は、普通教育を主とする学科 (普通科) 及び専門教育を主とする学科としたこと (第3条及び第4条第1項)。
- ② 専門教育を主とする学科は、次の区分に応じ、当該学科その他専門教育を施す学科として適正な規模及び内容があると認められるものとしたこと (第4条第2項)。
- 一 視覚障害者である生徒に対する教育を行う学科
 - イ 家庭に関する学科
 - ロ 音楽に関する学科
 - ハ 医療に関する学科
 - ニ 理学療法に関する学科
- 二 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う学科
 - イ 農業に関する学科
 - ロ 工業に関する学科
 - ハ 商業に関する学科
 - ニ 家庭に関する学科
 - ホ 美術に関する学科
 - ヘ 理容・美容に関する学科
 - ト 歯科技工に関する学科
- 三 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者 (身体虚弱者を含む。以下同じ。) である生徒に対する教育を行う学科
 - イ 農業に関する学科
 - ロ 工業に関する学科
 - ハ 商業に関する学科
 - ニ 家庭に関する学科
 - ホ 産業一般に関する学科

(4) 1 学級の幼児、児童又は生徒の数 (第5条)

- ① 幼稚部の 1 学級の幼児数は、5 人 (視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱 (身体虚弱) を含む。以下同じ。) のうち 2 以上併せ有する幼児で学級を編制する場合にあっては、3 人) 以下としたこと。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないとしたこと (第1項)。
- ② 小学部又は中学部の 1 学級の児童又は生徒の数は、6 人 (視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱者のうち 2 以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあっては、3 人) 以下としたこと。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないとしたこと (第2項)。
- ③ 高等部の 1 学級の生徒数は、8 人 (視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱者のうち 2 以上併せ有する生徒で学級を編制する場合にあっては、3 人) 以下としたこと。

下としたこと。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないとしたこと (第3項)。

(5) 学級の編制 (第6条)

- ① 特別支援学校の学級は、特別の事情がある場合を除いては、幼稚部にあっては、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制するものとし、小学部、中学部及び高等部にあっては、同学年の児童又は生徒で編制するものとしたこと (第1項)。
- ② 特別支援学校の学級は、特別の事情がある場合を除いては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の別ごとに編制するものとしたこと (第2項)。
- (6) 教諭等の数等 (第7条)
 - ① 複数の部又は学科を設置する特別支援学校には、相当数の副校長又は教頭を置くものとしたこと (第1項)。
 - ② 特別支援学校に置く主幹教諭、指導教諭又は教諭 (以下「教諭等」という。) の数は、1 学級当たり 1 人以上としたこと (第2項)。
 - ③ 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができることとしたこと (第3項)。
- (7) 養護教諭等 (第8条)

特別支援学校には、幼児、児童及び生徒 (以下「児童等」という。) の数等に応じ、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の児童等の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならないとしたこと。
- (8) 実習助手 (第9条)

高等部を置く特別支援学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとしたこと。
- (9) 事務職員の数 (第10条)

特別支援学校には、部の設置の状況、児童等の数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならないとしたこと。
- (10) 寄宿舎指導員の数 (第11条)

寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿する児童等の数等に応じ、相当数の寄宿舎指導員を置かなければならないとしたこと。

- (11) 他の学校の教員等との兼務（第12条）
特別支援学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができるとしたこと。
- (12) 施設及び設備の一般的基準（第13条）
特別支援学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならないとしたこと。
- (13) 校舎及び運動場の面積等（第14条）
① 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とすることとしたこと。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないとしたこと（第1項）。
② 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとしたこと。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができるとしたこと（第2項）。
- (14) 校舎に備えるべき施設（第15条）
① 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとしたこと。ただし、特別の事情があるときは、教室と自立活動室及び保育室と遊戯室とは、それぞれ兼用することができるとしたこと（第1項）。
一 教室（普通教室、特別教室等とする。ただし、幼稚部にあつては、保育室及び遊戯室とする。）
二 自立活動室
三 図書室（小学部、中学部又は高等部を置く特別支援学校に限る。）、保健室
四 職員室
② 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとしたこと（第2項）。
- (15) その他の施設（第16条）
特別支援学校には、校舎及び運動場のほか、小学部、中学部又は高等部を置く場合にあっては体育館を備えるものとしたこと。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないとしたこと。
- (16) 校具及び教具（第17条）
① 特別支援学校には、障害の種類及び程度、部及び学科の種類、学級数及び幼児、児童又は生徒の数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならないとしたこと（第1項）。
② 校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならないとしたこと（第2項）。

- (17) 他の学校等の施設及び設備の使用（第18条）
特別支援学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができるとしたこと。
- (18) その他（附則）
① この設置基準は、令和4年4月1日から施行することとしたこと。ただし、編制並びに施設及び設備の規定は、令和5年4月1日から施行することとしたこと（第1項）。
② 編制並びに施設及び設備の規定の施行の際現に存する特別支援学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができるとしたこと（第2項）。
③ 学校教育法施行規則の一部を次のように改正することとしたこと（第3項）。
・ 第118条中「設置基準」を「設備、編制その他設置に関する事項」に、「この章に規定する」を「この章及び特別支援学校設置基準（令和三年文部科学省令第号）に定める」に改める。
・ 第120条から第123条までを削除する。
④ 特別支援学校の高等部の学科を定める省令は、廃止することとしたこと（第4項）。
- 3 設置基準に関する留意事項
(1) 趣旨（第1条）
「学校教育法その他の法令」には、私立学校法（昭和24年法律第270号）、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）等が含まれるものであること。
- (2) 設置基準の特例（第2条）
① 「その他これに類する場合」は、例えば、単一の学科の中でも複数のコース等を置く場合が考えられること。
② 都道府県教育委員会等が設置基準に準ずる別段の定めができる場合として、例えば、本科の施設と専攻科の施設を兼用する場合や、専攻科や別科の種類によって必要となる教職員や施設設備等が異なる場合が考えられること。
- (3) 学科の種類（第3条及び第4条）
専門教育を主とする学科について、都道府県教育委員会等による「その他専門教育を施す学科として適正な規模及び内容があると認められるもの」との規定に基づく学科に係る設置認可については、当該学科の編制や、当該学科において実施される教育課程の内容に基づく施設及び設備等について、教育上支障がなく必要と認められる範囲内で、設置基準に準じて、審査を行うよう十分留意すること。
- (4) 1学級の幼児、児童又は生徒の数（第5条）及び学級の編制（第6条）

「特別の事情」とは、例えば、年度途中の転入があった場合、高等部のコース選択等で偏りが生じた場合、私立学校において定員を超える入学者があった場合等が考えられること。このような場合であっても、教室の狭小化や指導上の課題等が生じていない場合は「教育上支障がない」と考えられること。

(5) 教諭等の数等 (第7条)

- ① 特別支援学校に置くべき教諭等の最小限の数について規定したものであること。したがって、学校教育法、学校保健安全法その他の法令により必要とされる職員については、それぞれの法令の規定に従い、置くものであること (第2項)。
- ② 例えば、過疎地や離島等に設置された小規模な特別支援学校や分校等において、担当教科の免許状を保有した教諭の確保が困難な場合等に、副校長や教頭が教諭を兼ねることができると考えられること (第3項)。

(6) 養護教諭等 (第8条)

養護教諭等は、学校教育法上、特別支援学校の幼稚部及び高等部においては必置とされているが、特別支援学校における養護教諭等の職務内容の重要性を鑑み、可能な限り全ての特別支援学校に相当数の養護教諭等を置くこと。都道府県教育委員会等においては、域内の特別支援学校における養護教諭等について、児童等の数等に応じ、適切な配置が可能となるよう努めること。

(7) 実習助手 (第9条)

実習助手は、実験・実習を伴う教科、科目について、教諭を補佐して行う指導や授業に関する事前準備等に従事する職として、高等部を置く特別支援学校には、相当数置くものとしたこと。都道府県教育委員会等においては、域内の特別支援学校の高等部における実習助手について、指導上の必要に応じ、適切な配置が可能となるよう努めること。

(8) 事務職員の数 (第10条)

事務職員は、学校の管理運営に係る組織体制等を勘案し、地域の実情等に応じて適切な数を配置することから、相当数を置かなければならないとしたこと。都道府県教育委員会等においては、域内の特別支援学校における事務職員について、部の設置の状況、児童等の数等に応じ、適切な配置が可能となるよう努めること。

(9) 寄宿舎指導員の数 (第11条)

寄宿舎指導員は、地域の実情等に応じて適切な数を配置する必要があることから、相当数を置かなければならないとしたものであること。都道府県教育委員会等においては、域内の特別支援学校における寄宿舎指導員について、寄宿する児童等の数等に応じ、適切な配置が可能となるよう努めること。

(10) 他の学校の教員等との兼務 (第12条)

例えば、特別支援学校の教諭に小学校等の教諭としての兼務発令を行うことで、小学校等における通級による指導を担当すること等により小学校等の特別支援教育を支援する場合や、特別支援学校と隣接する小学校等で相互に副校長や教頭の兼務発令を行うことで学校間の連携を推進する場合には、特別支援学校に置く教員等は、他の学校の教員等と兼ねることができるとを明らかにすること。また、他校の教員等と兼ねることができると教員数の割合については、都道府県教育委員会等において適切に判断すること。

(11) 校舎及び運動場の面積等 (第14条)

- ① 本規定は、校舎及び運動場の面積について、必要な最低限の基準を定めるものであること。ここで、例えば、学校周辺が住宅地であるなどの地域の事情等により土地の確保が困難等の「特別の事情」があつて、かつ近隣の学校等の施設等を使用して教育活動を実施できる場合等により「教育上支障がない」場合は、この限りでないこと。
- ② 各特別支援学校の校舎や運動場の面積は、学校施設に関する台帳に記載している面積に基づくものとする。なお、分教室等で他の学校の施設を利用・共用している場合であっても、学校施設に関する台帳に記載のない面積は当該特別支援学校の校舎や運動場の面積には算入しないこと。
- ③ 特別支援学校に通う児童等が増加傾向にあり、教室が不足している等の現状を鑑み、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、同一の敷地内又は隣接する位置以外の適当な位置に校舎及び運動場を設けることも可能としたこと。(第2項)。

(12) 校舎に備えるべき施設 (第15条)

- ① 「特別教室等」には、例えば、音楽室や家庭教室等の特定の教科の指導等に用いられる教室が含まれ、「自立活動室」には、例えば、「触覚・聴覚指導室」「聴力検査室」「生活指導室」等の障害に応じた自立活動に用いられる部屋が含まれること。特別支援学校の設置者においては、児童等の障害の障害の状態や教育内容等を踏まえ、適切な特別教室等を設置すべきであること (第1項)。
- ② また、設置基準は特別支援学校における教育活動を行う上で必要な最低限の施設を規定していることから、条文中明記している教室と自立活動室及び保育室と遊戯室以外の諸室については、それぞれの諸室の機能を果たす上でも、独立して設ける必要があること (第1項)。
- ③ 「専門教育を施すための施設」は、第15条第1項第1号で規定する特別教室以外の実習施設等を指すものであり、教育課程の実施上必要に応じて整備するものであること。例えば、特別支援学校の高等部に「理療」「歯科技工」「農業」等の専門

教育を主とする学科を置く場合、「施術所」「歯科技工実習室」「農場」等の学科の専門教育に必要な実習施設等を備える必要があると考えられること（第2項）。

(13) その他の施設（第16条）

特別支援学校には、小学部、中学部又は高等部を置く場合にあつては、体育館を備えるものとする。ただし、例えば、学校周辺が住宅地であるといった地域の事情等により土地の確保が困難である等の「特別の事情」があつて、近隣の学校等の体育館等を使用して教育活動を実施できる場合や障害の種類によつて体育館を用いた教育活動が行われない場合等により「教育上支障がない」場合は、この限りでないこと。

(14) 他の学校等の施設及び設備の使用（第18条）

他の学校等の施設及び設備を使用することができる場合として、例えば、学校周辺が住宅地であるなどの地域の事情等により土地の確保が困難等の「特別の事情」があつて、近隣の学校等の施設及び設備を使用して教育活動を実施できる場合等により「教育上支障がない」場合が考えられること。

(15) その他（附則）

- ① 設置基準は、令和4年4月1日に施行することとしているが、現在建設計画中の特別支援学校もあることから、急な計画変更等により建設や開校の時期が遅れたり計画変更のために追加の費用が生じたりすることを避ける観点から、他の建築関係法規の例に倣い、編制並びに施設及び設備に係る規定については、令和5年4月1日に施行することとしたこと（第1項）。
- ② 設置基準策定以前に設置されている特別支援学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、設置基準によらないことができることとしているが、可能な限り速やかに設置基準を満たすこととなるよう努めること（第2項）。
- ③ 他の建築関係法規に倣い、編制並びに施設及び整備に係る規定の施行日（令和5年4月1日）より前に着工している特別支援学校については、編制並びに施設及び設備については従前の例によることができるが、令和5年4月1日以降に着工する学校については、設置基準の全ての規定に従う必要があること（第2項）。
- ④ 設置基準策定以前に設置されている特別支援学校についても、校舎の増築を行う場合（なお、吹き抜けの渡り廊下等の簡易な工作物は、増築の定義には含まれない。）には、増築後の校舎面積が設置基準を上回る必要があること。なお、工事契約の關係上、通算で複数年度にまたがる増築工事を年度毎に分けて契約している場合、年度毎の工事契約では設置基準の面積要件を満たさなかったとしても、計画全体で一つの増築工事と見なして校舎面積が設置基準を上回っていれば差し支えないこと（第2項）。

4 公立の特別支援学校における教室不足の解消について

特別支援学校における教室不足の解消については、総合的・計画的な取組をより一層推進されるよう、「特別支援学校における教室不足の解消について（通知）」（令和2年1月31日付け元施設助成課長・特別支援教育課長連名通知。

以下「通知」という。）等において要請してきたところ。

特に、通知では、令和2年度から令和6年度までの期間（以下「集中取組期間」という。）において、教室不足の解消に向けた取組を集中的に行うとともに、集中取組期間において、教室不足の解消に向けて集中的に取り組むための計画（以下「集中取組計画」という。）を令和2年度末までのできる限り早い時期に策定するよう求めてきたところであり、各都道府県教育委員会におかれては、現時点で集中取組計画を策定していない場合は、設置基準も踏まえ、令和3年度末までの期間で、可及的速やかに策定すること。また、既に集中取組計画を策定している場合は、本設置基準も踏まえ、集中取組計画を着実に実施すること。

その際、各都道府県教育委員会におかれては、関係部局とも連携し、域内の特別支援学校の設置者が、必要な編制並びに施設及び設備を確保できるよう努めること。

【本件連絡先】

(1～3 について)

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係

TEL:03-6734-3193

(4 について)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

施設助成課指導係

TEL:03-6734-2463

元 施 助 第 8 号
令和 2 年 1 月 3 1 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 施 設 主 管 課 長 殿
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 特 別 支 援 教 育 主 管 課 長

文 部 科 学 省 大 臣 官 房 文 教 施 設 企 画 ・ 防 災 部 施 設 助 成 課 長

小 谷 和 浩

(印 影 印 刷)

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 特 別 支 援 教 育 課 長 俣 幸 嗣

(印 影 印 刷)

特 別 支 援 学 校 に お け る 教 室 不 足 の 解 消 に つ い て (通 知)

このたび、令和元年5月1日現在における特別支援学校の教室不足の現状を調査（令和元年7月4日付け事務連絡）したところ、全国で3,162教室の不足が生じているとの回答がありました（別添1参照）。前回調査（平成28年度調査）と比較して減少しているものの、都道府県によっては、増加の傾向も散見され、依然として高い水準で教室不足が生じております。

特別支援学校における教育環境の整備については、従来、各学校設置者（以下「各設置者」という。）において取組を進めていただいておりますが、各設置者におかれましては、下記の点に留意し、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれましては、本通知の内容について特別支援学校を設置している域内の設置者に対し、周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1．特別支援学校における教室不足の解消に当たっては、各学校や地域の実態を踏まえ、教育上支障がないよう、受入れが想定される児童生徒数の推計を的確に行い、その推計を考慮した上で、教室不足解消のための計画を策定し、総合的・計画的な取組をより一層推進していただくようお願いいたします。
- 2．文部科学省においては、教室不足のより一層の解消に向けて、集中的に各設置者の取組を支援するため、既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業について、令和2年度から令和6年度までの期間（以下「集中取組期間」という。）、国庫補助の算定割合を引き上げることとを予定しております（別添2参照）。各設置者におかれましては、集中取組期間において、国の財政支援制度を積極的に活用するなどして、新設校の設置、校舎の増築、分校・分教室による対応、廃校・余剰教室等の既存施設の活用等を図るなど、首長部局や域内市区町村とも連携しながら、教室不足の解消に向けた取組を集中的に行っていただきますようお願いいたします。

- 3．各都道府県教育委員会におかれましては、集中取組期間において教室不足の解消に向けて集中的に取り組むための計画（以下「集中取組計画」という。）を令和2年度末までのできる限り早い時期までに策定していただきますようお願いいたします。この際、前倒しで整備できるものについては、令和2年6月までに提出していただく建築計画に反映いただきますようお願いいたします。なお、各都道府県教育委員会における集中取組計画の策定状況等については、今後フォローアップ調査を実施するとともに、都道府県教育委員会に対し、検討状況等を個別にヒアリングを行う予定であることを申し添えます。

問合せ先

本調査の内容に関すること

大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課調査係

Tel 03-6734-2078 Fax 03-6734-3743

特別支援教育の推進全般に関すること

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

Tel 03-6734-3193 Fax 03-6734-3737

公立特別支援学校における教室不足調査（令和元年度）結果について

令和元年5月1日現在

都道府県名	教室不足数		増減
	H28.10.1現在	R1.5.1現在	
北海道	84	112	28
青森県	64	39	▲25
岩手県	64	44	▲20
宮城県	71	54	▲17
秋田県	2	2	0
山形県	17	17	0
福島県	46	55	9
茨城県	142	105	▲37
栃木県	129	114	▲15
群馬県	61	29	▲32
埼玉県	232	187	▲45
千葉県	192	193	1
東京都	245	206	▲39
神奈川県	256	213	▲43
新潟県	94	55	▲39
富山県	3	4	1
石川県	0	3	3
福井県	3	9	6
山梨県	38	39	1
長野県	28	44	16
岐阜県	44	80	36
静岡県	214	196	▲18
愛知県	224	85	▲139
三重県	80	80	0
滋賀県	80	59	▲21
京都府	38	23	▲15
大阪府	8	35	27
兵庫県	133	137	4
奈良県	45	14	▲31
和歌山県	59	81	22
鳥取県	9	13	4
島根県	48	17	▲31
岡山県	33	25	▲8
広島県	45	75	30
山口県	51	75	24
徳島県	41	25	▲16
香川県	21	21	0
愛媛県	46	35	▲11
高知県	18	0	▲18
福岡県	130	139	9
佐賀県	16	23	7
長崎県	14	3	▲11
熊本県	171	243	72
大分県	35	53	18
宮崎県	27	41	14
鹿児島県	3	22	19
沖縄県	26	38	12
合 計	3,430	3,162	▲268

※福岡県については、現在も東日本大震災の影響により、一部の学校で児童・生徒が県内外の学校等に分散している状況があるが、その影響についてもそのまま反映させた。

特別支援学校施設に係る主な国庫補助制度の概要

1. 新增築事業

- 学校建物を新築又は増築するもの
 - 公立学校施設整備費負担金（小・中学部）負担割合 1／2※
 - 学校施設環境改善交付金（幼・高等部）算定割合 1／2
 - ※都道府県立の養護特別支援学校 5. 5／10
 - ※離島、奄美の特別支援学校（盲・ろうの小・中学部） 5. 5／10

2. 改築事業

- 構造上危険な状態等にある学校建物を建て直すもの
 - 学校施設環境改善交付金 算定割合 1／3※
 - ※離島、奄美の特別支援学校（盲・ろうの小・中学部） 5. 5／10

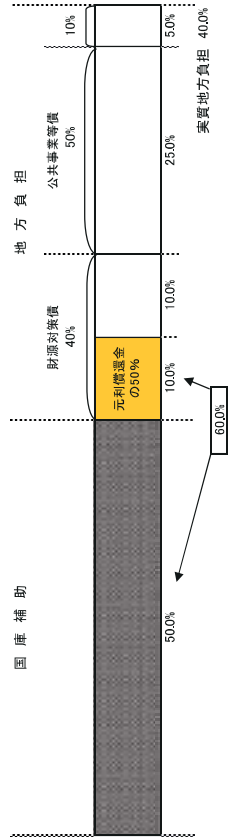
3. 改修事業

- 既存の学校建物の内外装の模様替えや用途変更を行うもの（老朽施設改修、バリアフリー化、トイレ改造など）
 - 学校施設環境改善交付金 算定割合 1／3※
 - ※財政力指数1.00超の地方公共団体は2／7

- 既存施設を特別支援学校の用に供するように改修するもの（余裕教室や廃校等の模様替えなど）
 - 学校施設環境改善交付金 算定割合 1／3※
 - ※令和2年度から令和6年度までの期間、算定割合を1／2に引上げ予定

4. 特別支援学校の施設整備（新增築）に係る地方財政措置

・都道府県立事業（新增築）（負担率 1／2）：



このほか改築事業・改修事業についても地方財政措置あり

3 施設助第 21 号
令和 4 年 3 月 1 日

各都道府県教育委員会施設主管課長 殿
各都道府県教育委員会特別支援教育主管課長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長
野 沢 和 也
(公印省略)

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 特 別 支 援 教 育 課 長
山 田 泰 造
(公印省略)

特別支援学校における教室不足の解消について (通知)

このたび、令和 3 年 10 月 1 日現在における特別支援学校の教室不足の現状を調査(令和 3 年 10 月 19 日付け事務連絡)したところ、全国で 3,740 教室の不足が生じているとの回答がありました。前回調査(令和元年度調査)と比較して、578 増加しており、依然として高い水準で教室不足が生じています。

特別支援学校における教育環境の整備については、従来、各学校設置者(以下「各設置者」という。)において取組を進めていただいておりますが、各設置者におかれましては、下記の点に留意し、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれましては、本通知の内容について特別支援学校を設置している域内の設置者に対し、周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 文部科学省においては、教室不足のより一層の解消に向けて、各設置者の取組を支援するため、特別支援学校の新増築等の施設整備に対して、優先的に国庫補助を行っております。また、既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業について、令和 2 年度から令和 6 年度までの期間(以下「集中取組期間」という。)、国庫補助の算定割合を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げております。また、令和 3 年 9 月 24 日には、特別支援学校設置基準(令和 3 年文部科学省令第 45 号)(以下「設置基準」という。)を公布し、校舎や運動場の必要面積等をお示ししたところです。

2. 各設置者におかれましては、令和 6 年度までの集中取組期間において、国の財政支援制度を積極的に活用するなどして、新設校の設置、校舎の増築、分校・分教室による対応、廃校・余剰教室等の既存施設の活用等を図るなど、首長部局や市内区町村とも連携しながら、教室不足の解消に向けた取組を集中的に行っていただきますようお願いいたします。また、「特別支援学校設置基準の公布等について」(令和 3 年 9 月 24 日付け 3 文科初第 1076 号)にもある通り、設置基準策定以前に設置されている特別支援学校については、編制並びに施設及び設備に関する経過措置を設けているところですが、可能な限り速やかに設置基準を満たすこととなるよう努めていただきますよう、改めてお願いいたします。

3. 教室が不足している各都道府県教育委員会におかれましては、集中取組期間において教室不足の解消に向けて集中的に取り組むための計画(以下「集中取組計画」という。)を策定していない場合は、設置基準も踏まえ、令和 3 年度末までに、可及的速やかに策定していただくようお願いいたします。また、既に集中取組計画を策定している場合は、設置基準も踏まえ、集中取組計画を着実に実施いただくようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会における教室不足解消に向けた集中取組計画の進捗状況等については、令和 3 年度中に、個別にヒアリングを実施する予定であることを申し添えます。

【問合せ先】

本調査の内容に関すること

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課指導係

Tel 03-6734-2463

特別支援教育の推進全般に関すること

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

Tel 03-6734-3193

公立特別支援学校における教室不足調査の結果について

別添1

都道府県名	児童生徒等の増加に伴う一時的な対応をしている教室数										(A)+(B) 不足 教室数	(A)+(B) 不足 教室数										
	特別 支援 教室 の使用	特別 支援 教室 の使用	特別 支援 教室 の使用	特別 支援 教室 の使用	特別 支援 教室 の使用	特別 支援 教室 の使用	特別 支援 教室 の使用	特別 支援 教室 の使用	特別 支援 教室 の使用	特別 支援 教室 の使用												
													特別 支援 教室 の使用	特別 支援 教室 の使用	特別 支援 教室 の使用	特別 支援 教室 の使用	特別 支援 教室 の使用	特別 支援 教室 の使用	特別 支援 教室 の使用	特別 支援 教室 の使用	特別 支援 教室 の使用	特別 支援 教室 の使用
北海道	0	79	2	41	1	9	11	143	100	6	106	2										
青森県	0	8	1	0	0	0	19	28	28	0	28	無										
岩手県	6	46	13	17	0	6	28	116	14	25	39	0										
宮城県	82	7	3	0	0	0	211	303	30	29	59	0										
秋田県	2	5	0	4	0	0	0	11	3	0	3	1										
山形県	3	10	5	24	0	0	0	42	10	7	17	12										
福島県	0	22	5	53	6	3	58	147	36	2	38	8										
茨城県	29	69	16	58	8	13	0	193	100	7	107	38										
栃木県	3	67	1	64	0	0	1	136	7	2	9	9										
群馬県	3	29	2	23	4	2	8	71	30	13	43	1										
埼玉県	6	154	31	64	6	22	375	658	168	23	191	92										
千葉県	29	73	14	48	12	9	80	265	158	62	220	39										
東京都	183	301	129	278	1	44	267	1,203	511	3	514	104										
神奈川県	64	120	16	426	11	18	22	677	75	86	161	12										
新潟県	7	35	5	22	3	3	9	84	24	23	47	16										
富山県	0	10	3	3	0	0	2	18	5	0	5	無										
石川県	0	5	0	0	1	0	25	31	30	0	30	有										
福井県	0	9	1	5	1	2	20	38	9	3	12	0										
山梨県	0	24	1	5	0	1	21	52	38	1	39	0										
長野県	17	55	18	25	9	18	82	224	35	34	69	0										
岐阜県	41	25	4	7	0	8	112	197	73	12	85	32										
静岡県	12	78	15	34	4	8	1	152	47	47	94	16										
愛知県	13	57	0	26	0	1	81	178	71	0	71	8										
三重県	0	56	7	43	0	3	1	110	72	18	90	19										
滋賀県	4	45	2	15	0	1	7	74	40	27	67	16										
京都府	22	28	6	7	2	1	4	70	14	101	115	88										
大阪府	34	97	20	44	13	14	320	542	528	0	528	90										
兵庫県	58	53	11	35	1	4	0	162	21	25	46	4										
奈良県	0	21	3	8	0	3	0	35	4	2	6	2										
和歌山県	4	23	3	6	0	0	40	76	57	0	57	0										
鳥取県	2	6	2	7	0	0	4	21	0	0	0	無										
島根県	0	12	1	3	1	0	2	19	13	4	17	2										
岡山県	20	12	3	12	1	1	1	50	17	1	18	0										
広島県	32	49	30	47	0	11	11	180	73	19	92	45										
山口県	11	17	2	25	0	2	2	59	8	0	8	0										
徳島県	0	8	3	16	1	5	3	36	17	2	19	0										
香川県	0	22	0	15	0	2	59	98	27	13	40	0										
愛媛県	0	3	0	19	0	0	0	22	21	0	21	7										
高知県	5	8	1	0	1	0	1	16	1	0	1	1										
福岡県	43	34	12	20	1	7	51	168	114	12	126	12										
佐賀県	13	16	1	5	0	3	1	39	33	30	63	33										
長崎県	1	11	6	16	0	3	7	44	5	56	61	0										
熊本県	11	42	6	11	1	1	51	123	107	74	181	121										
大分県	0	7	2	34	0	5	6	54	37	31	68	20										
宮崎県	0	7	1	3	1	2	4	18	18	0	18	10										
鹿児島県	8	34	4	35	0	3	1	85	14	6	20	9										
沖縄県	4	16	4	20	2	1	10	57	17	74	91	37										
全国	772	1,915	415	1,673	92	239	2,019	7,125	2,860	880	3,740	969										

※表の合計値とは、各都道府県において教室不足解消に向けて集約に取り組むために策定する計画。

※県中取組計画とは、各都道府県において教室不足解消に向けて集中的に取り組むために策定する計画。

公立特別支援学校における教室不足調査の結果について (学部等別)

別添2

都道府県名	不足教室数				合計
	幼稚園	小学部	中学部	高等部	
北海道	0	40	41	25	106
青森県	0	16	5	3	28
岩手県	0	9	5	7	39
宮城県	0	10	8	14	59
秋田県	0	0	3	0	3
山形県	0	2	1	4	17
福島県	0	23	7	4	38
茨城県	0	43	40	14	107
栃木県	0	4	3	2	9
群馬県	0	10	5	8	43
埼玉県	0	94	41	56	191
千葉県	0	74	46	51	220
東京都	0	273	100	72	514
神奈川県	0	43	28	37	161
新潟県	0	7	13	7	47
富山県	0	4	1	0	5
石川県	0	14	4	12	30
福井県	0	3	6	2	12
山梨県	0	14	10	11	4
長野県	0	6	5	3	69
岐阜県	0	30	20	31	85
静岡県	0	20	15	13	94
愛知県	0	14	8	47	71
三重県	0	42	17	16	90
滋賀県	0	21	10	18	67
京都府	0	57	6	18	115
大阪府	0	111	106	82	528
兵庫県	0	15	10	8	46
奈良県	0	3	1	1	6
和歌山県	0	28	17	9	57
鳥取県	0	0	0	0	0
島根県	0	8	2	4	3
岡山県	0	2	9	2	18
広島県	0	15	10	35	92
山口県	0	5	2	1	8
徳島県	0	6	2	5	19
香川県	0	14	4	14	40
愛媛県	0	6	9	6	21
高知県	0	0	0	0	1
福岡県	0	53	25	34	126
佐賀県	0	10	17	35	63
長崎県	0	17	14	9	61
熊本県	0	39	27	38	181
大分県	0	21	24	23	68
宮崎県	0	5	5	8	18
鹿児島県	0	8	5	3	20
沖縄県	0	44	15	20	91
全国	0	1,283	752	812	3,740

※稚鳥県については、現在も東日本大震災の影響により、一部の学校で児童・生徒が県内外の学校等に分散している状況があるが、その影響についてもそのまま反映させた。

公立特別支援学校における教室不足調査の結果について(前回調査比較)

別添3

都道府県名		教室不足数		増減
		R1.5.1現在	R3.10.1現在	
北海道	道	112	106	▲ 6
青森県	県	39	28	▲ 11
岩手県	県	44	39	▲ 5
宮城県	県	54	59	5
秋田県	県	2	3	1
山形県	県	17	17	0
福島県	県	55	38	▲ 17
茨城県	県	105	107	2
栃木県	県	114	9	▲ 105
群馬県	県	29	43	14
埼玉県	県	187	191	4
千葉県	県	193	220	27
東京都	都	206	514	308
神奈川県	県	213	161	▲ 52
新潟県	県	55	47	▲ 8
富山県	県	4	5	1
石川県	県	3	30	27
福井県	県	9	12	3
山梨県	県	39	39	0
長野県	県	44	69	25
岐阜県	県	80	85	5
静岡県	県	196	94	▲ 102
愛知県	県	85	71	▲ 14
三重県	県	80	10	8
滋賀県	県	59	67	8
京都府	府	23	115	92
大阪府	府	35	528	493
兵庫県	県	137	46	▲ 91
奈良県	県	14	6	▲ 8
和歌山県	県	81	57	▲ 24
鳥取県	県	13	0	▲ 13
島根県	県	17	17	0
岡山県	県	25	18	▲ 7
広島県	県	75	92	17
山口県	県	75	8	▲ 67
徳島県	県	25	19	▲ 6
香川県	県	21	40	19
愛媛県	県	35	21	▲ 14
高知県	県	0	1	1
福岡県	県	139	126	▲ 13
佐賀県	県	23	63	40
長崎県	県	3	61	58
熊本県	県	243	181	▲ 62
大分県	県	53	68	15
宮崎県	県	41	18	▲ 23
鹿児島県	県	22	20	▲ 2
沖縄県	県	38	91	53
合 計		3,162	3,740	578

※福島県については、現在も東日本大震災の影響により、一部の学校で児童・生徒が県内外の学校等に分散している状況があるが、その影響についてもそのま反映させた。

公立特別支援学校における教室不足調査の結果について(校舎・運動場面積)

令和3年10月1日現在

別添4

都道府県名	学校数	必要面積を満たしている学校の数	
		校舎	運動場
北海道	72	67	60
青森県	20	16	14
岩手県	15	10	6
宮城県	26	18	13
秋田県	14	10	8
山形県	18	9	6
福島県	24	12	8
茨城県	24	10	20
栃木県	16	9	14
群馬県	26	24	14
埼玉県	47	16	28
千葉県	43	25	29
東京都	62	58	17
神奈川県	49	31	21
新潟県	35	25	19
富山県	14	13	10
石川県	11	11	6
福井県	11	10	7
山梨県	13	12	7
長野県	19	10	13
岐阜県	23	17	14
静岡県	38	14	16
愛知県	40	24	27
三重県	18	14	8
滋賀県	16	12	9
京都府	22	17	10
大阪府	49	37	25
兵庫県	46	33	22
奈良県	10	4	10
和歌山県	11	5	9
鳥取県	9	9	6
島根県	12	11	7
岡山県	15	14	12
広島県	18	15	14
山口県	13	13	10
徳島県	11	7	5
香川県	8	3	3
愛媛県	10	4	8
高知県	14	10	5
福岡県	38	31	20
佐賀県	10	6	7
長崎県	17	12	4
熊本県	23	15	10
大分県	16	14	8
宮崎県	13	7	9
鹿児島県	16	11	11
沖縄県	21	12	8
合 計	1096	767	617

※学校数については、休校中の学校を除く。

5 県の諸計画に位置付けられた、県立特別支援学校の整備に関する取組部分(抜粋)

※抜粋部分の下線は、特別支援教育課で加筆した。

(1) 千葉県総合計画 ～新しい千葉の時代
を切り開く～ (千葉県)

県政運営の基本となるもので、本県の政策の基本的な方向を、総合的・体系的にまとめた県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画。基本理念の実現に向け、6つの分野で基本目標を設け、それぞれ10年後の千葉県の目指す姿を示すと共に、進むべき方向性を具体的に明らかにした「基本構想編」(10年間)と、基本構想編の6つの基本目標の実現のため、令和4年度から令和6年度までの3年間で重点的に取り組む政策・施策を体系的に整理した「実施計画編」で構成されている。

の専科教員の配置を進め、児童の学びの質を高めます。学校を支援する体制については、スクールロイヤーやスクール・サポーターなど専門的知見を持った人材による指導助言の充実を図ります。また、高等学校については、令和4年度を始期とする改革推進プランに基づき、魅力ある高等学校づくりを着実に進め、特別支援学校については、学校の新設や校舎の増築などにより過密状況の解消を図ります。

私立学校については、その教育水準を一層向上し、経営の健全性を高めるとともに、私立学校に在籍する幼児児童生徒及び保護者の経済的負担の軽減等を図るなど、振興を図ります。加えて、教職員研修の合同開催などにより、公立学校と私立学校との一層の連携・協力を推進します。

さらに、各学校及び教育施設の老朽化対策等を計画的に進めます。子どもたちが適切に判断し行動できる力を身に付け、事故や犯罪等に巻き込まれないための安全教育及び防災教育の充実を図ります。

第5章 重点的な施策・取組(実施計画編)

第1節 施策の内容

IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

②子どもたちの自身を育む教育の土台づくり

【目標】

千葉県の未来を担う子どもたちに、自信を育み安心して学ぶことのできる教育環境を整備するとともに、様々な困難を有する子どもたちが健やかに成長し、誰一人取り残すことのない教育を実現します。

【主な取組】

IV-2-②-1 人間形成の場としての活力ある学校づくり

社会の変化や児童生徒の多様なニーズに対応し、豊かな学びを実現する教育活動が可能となるよう、地域に開かれた魅力ある学校づくりを着実に進めます。各学校においては、専科指導や少人数指導など多様な指導方法による指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進します。特に小学校においては、専門的な教科指導の充実を図るため

(2) 第3期千葉県教育振興基本計画「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」
(千葉県/千葉県教育委員会)

教育基本法第17条第2項で規定された、千葉県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、令和2年2月に策定された。10年後、2030年の千葉県教育を展望し、その実現に向けて今後5年間に実施する重点的な施策・取組を掲げている。計画期間は令和2年度から令和6年度までの5か年間である。

基本目標2

ちばの教育の力で、「自信」と「安心」を育む学校をつくる

施策5 人間形成の場としての活力ある学校づくり

【主な取組】

(2) 豊かな学びを支える学校・学習環境づくり
 (略) 特別支援学校については、通学を希望する児童生徒の増加に対応するため、県立学校や小・中学校の使用しなくなる校舎等の活用も検討しながら、学校の新設や校舎の増築などにより特別支援学校の過密状況の解消を図ります。

【実施する具体的取組】

○特別支援学校の計画的な整備

る「第2次県立特別支援学校整備計画」に基づき対応を進めてきました。今後も過密状況が見込まれることから、具体計画として策定する「第3次県立特別支援学校整備計画（以下、「第3次整備計画」という。）に基づき、引き続き特別支援学校の過密状況への対応を進めるとともに、設置基準の趣旨に鑑み、教育環境の改善を図れるよう計画的に対応を進めていきます。

(3) 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画（千葉県教育委員会）

千葉県の特別支援教育のさらなる充実を図るため、「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」に続く計画として、千葉県総合計画及び千葉県教育推進基本計画に基づき、共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進を目的に策定した計画である。計画期間は令和4年度から令和13年度までである。

第3章 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画の基本的な考え方と具体的な取組

第2節 実施する主な施策と具体的な取組

Ⅱ 特別支援学校の整備と機能の充実

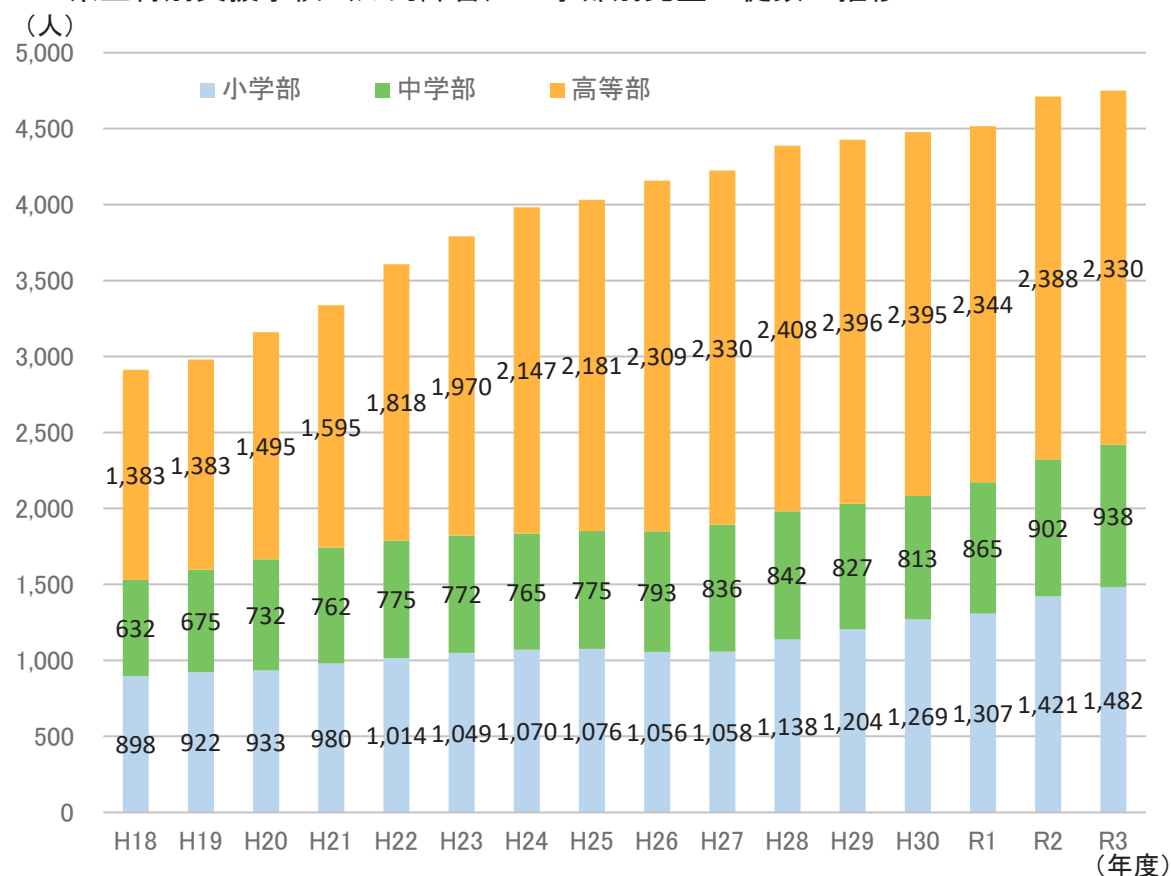
【主な施策1】特別支援学校の計画的な整備

過密の状況、緊急性、児童生徒の動向、通学の利便性向上などを踏まえ、「第3次県立特別支援学校整備計画」により、計画的に整備を進めていきます。

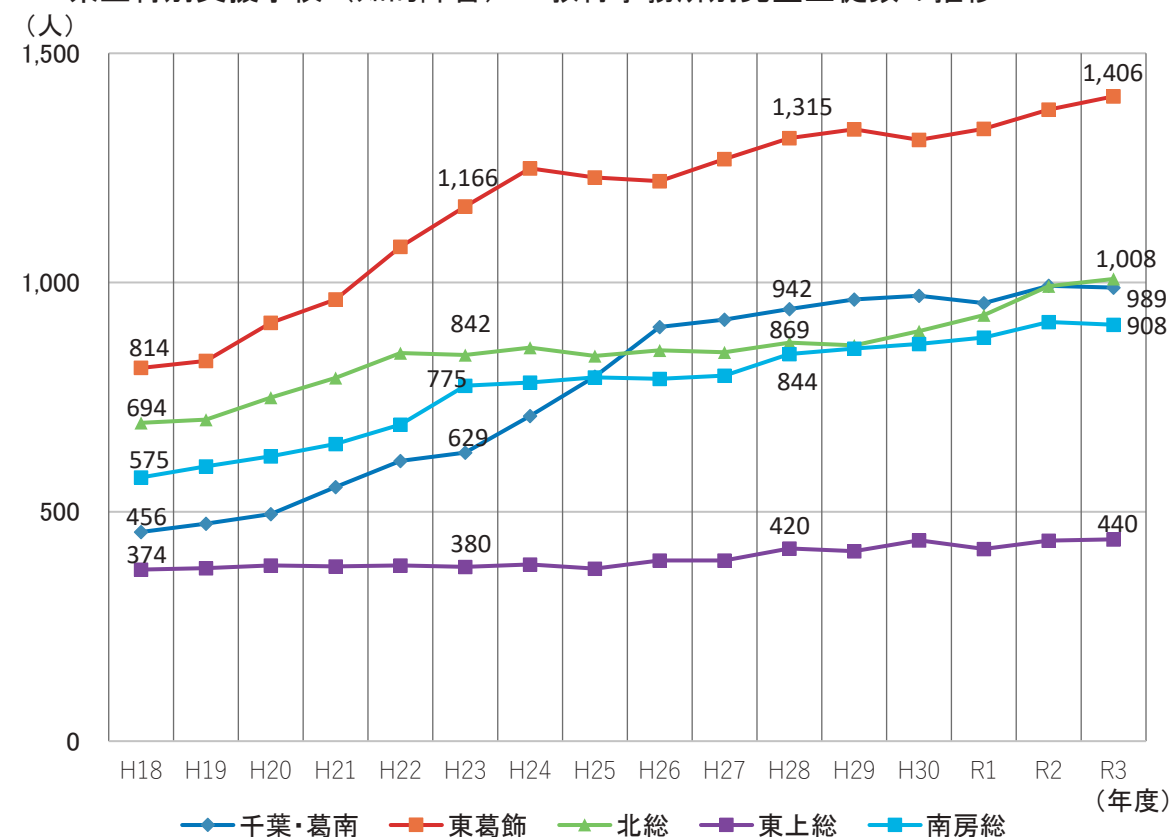
特別支援学校に対する評価、期待の高まり、多様性を認め合う認識の深まりなどにより、知的障害特別支援学校を中心に特別支援学校の児童生徒数が急激に増加しています。そのことにより、教室不足や施設の狭隘化の過密状況が続いています。

この過密状況を解消するため、これまで、「第2次特別支援教育推進基本計画」の具体計画であ

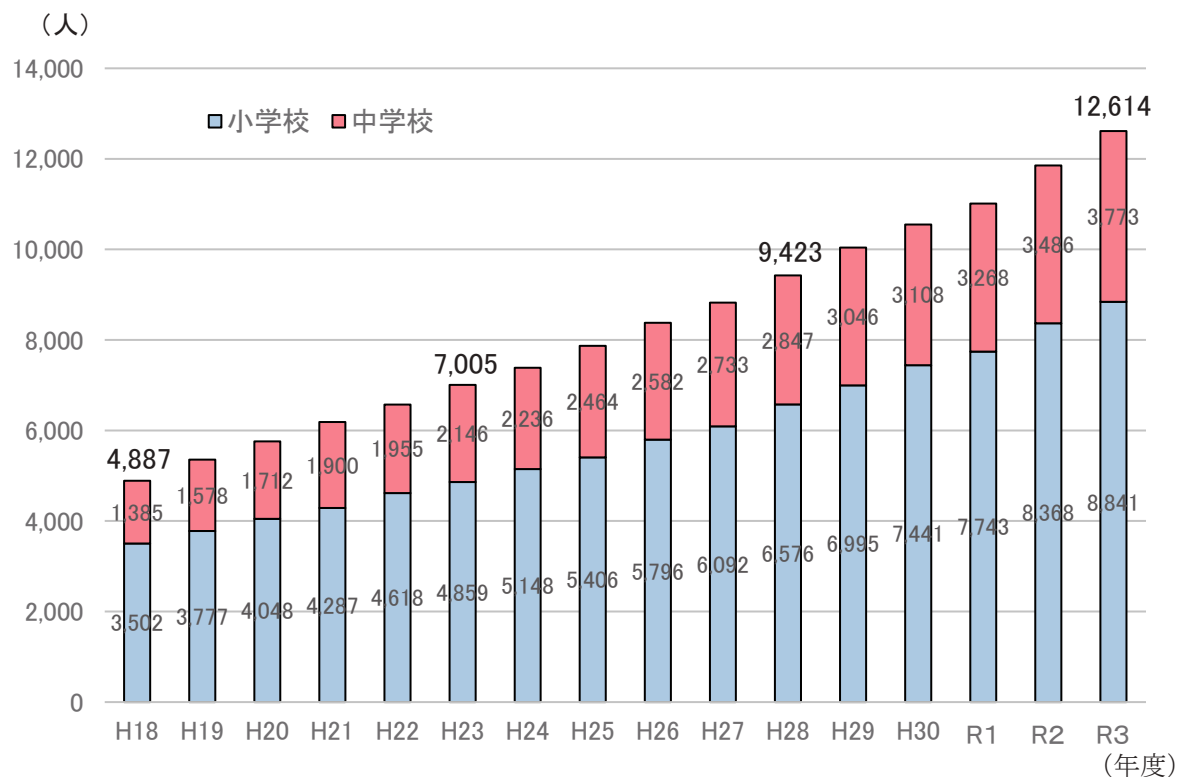
7 県立特別支援学校（知的障害） 学部別児童生徒数の推移



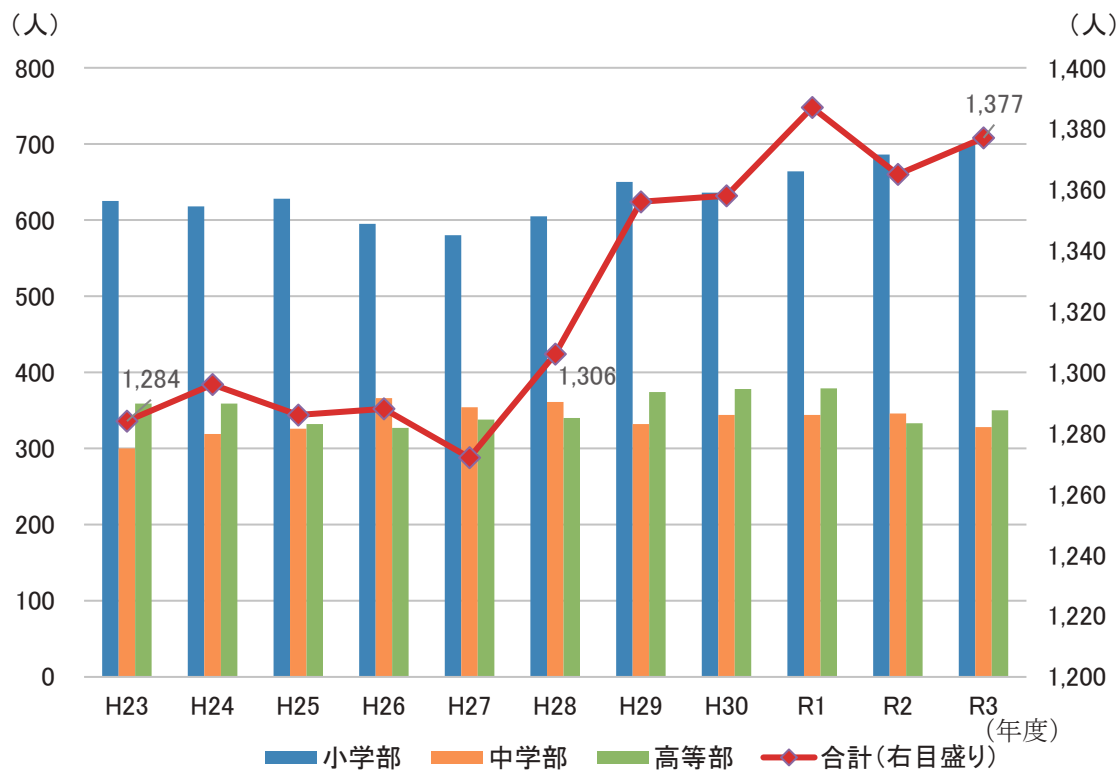
8 県立特別支援学校（知的障害） 教育事務所別児童生徒数の推移



9 千葉県における公立小中学校 特別支援学級の児童生徒数の推移



10 県立特別支援学校（全体）における重複障害児童生徒数の推移



第3次県立特別支援学校整備計画

令和4年3月

編集・発行／千葉県教育委員会
(教育振興部特別支援教育課)

〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1
電話 043-223-4079